

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月1日
【届出者の氏名又は名称】	NECキャピタルソリューション株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区芝五丁目29番11号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目29番11号
【電話番号】	(03)5476 5625(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員常務 忝山 聡一郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	NECキャピタルソリューション株式会社 (東京都港区芝五丁目29番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、NECキャピタルソリューション株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社リサ・パートナーズを指します。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社リサ・パートナーズ

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 平成16年11月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（第4回第2種新株予約権及び第4回第3種新株予約権、以下併せて「第4回新株予約権」といいます。）

ロ 平成17年3月30日開催の対象者第7回定時株主総会及び同年4月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

ハ 平成18年3月30日開催の対象者第8回定時株主総会及び同年4月3日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

ニ 平成20年4月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といい、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第8回新株予約権を併せて「本新株予約権」といいます。）

平成22年2月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2013年満期コールオプション条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

（注1）対象者は、上記以外に第1種優先株式（40,000株）を発行していますが、発行済第1種優先株式の100.00%を公開買付者が保有しているため、第1種優先株式については、買付け等の対象といたしません。

（注2）第4回新株予約権の行使期間は後記「10 決済の方法」の「（2）決済の開始日」に記載の本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の決済の開始日よりも前の日である平成22年11月25日に満了するため、本公開買付けにおいては第4回新株予約権の応募の受付は行いません。第4回新株予約権を保有している方は、行使期間満了日（平成22年11月25日）までに新株予約権を行使し、当該行使により発行又は移転された普通株式を応募することが可能です。

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行する第1種優先株式40,000株（本書提出日時点において普通株式に転換した場合に交付される対象者普通株式の数は107,936株）及び本新株予約権付社債2,000百万円（本書提出日時点において普通株式に転換した場合に交付される対象者普通株式の数は38,899株）を保有しております。当社が、その保有する第1種優先株式及び本新株予約権付社債2,000百万円全てを本書提出日において転換した場合、当社の所有議決権数の割合は32.14%となります（(i)当社が転換により取得する議決権の数146,835個が、(ii)(a)対象者の平成22年12月期（第13期）第2四半期報告書（平成22年8月13日提出）記載の平成22年6月30日時点の総株主の議決権数309,917個及び(b)当社が転換により取得する議決権の数146,835個の合計数である456,752個に占める割合）。

この度、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済普通株式（第4回新株予約権、本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含みます。）、第4回新株予約権、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全て（但し、当社が保有する第1種優先株式及び本新株予約権付社債並びに対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を対象として本公開買付けを実施することとしました。本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が170,764株（(i)(a)応募株券等の数及び(b)当社が第1種優先株式を本書提出日において転換した場合に取得する普通株式107,936株の合計数の、(ii)(a)対象者の平成22年12月期（第13期）第2四半期報告書（平成22年8月13日提出）記載の平成22年8月13日時点の発行済株式総数（自己株式を除く。）309,917株及び(b)当社が第1種優先株式を本書提出日において転換した場合に取得する普通株式107,936株の合計数である417,853株に占める割合が、66.70%となる株数）に満たない場合には買付けを行わない旨の条件（買付予定数の下限）を付しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（170,764株）に満たないときは、本公開買付けは不成立となり、当社は応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、買付予定数の上限は設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、当社は、対象者の前代表取締役社長である井無田敦氏（所有普通株式数31,936株、対象者の平成22年12月期（第13期）第2四半期報告書（平成22年8月13日提出）記載の平成22年6月30日現在における総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合（以下「所有議決権割合」といいます。）10.30%）との間で、その保有する対象者の普通株式の全部について、現在設定されている株式会社あおぞら銀行（以下「あおぞら銀行」といいます。）の担保権が解除されることを条件に、本公開買付けに応募する旨の覚書を平成22年10月29日付で締結しております。また、当社は、井無田敦氏提出に係る平成22年9月17日付大量保有報告書において井無田敦氏の共同保有者とされる株式会社ジェイウェイ（所有株式数18,400株、所有議決権割合5.93%）との間で、(i)その保有する対象者の普通株式のうち12,000株について、現在設定されているあおぞら銀行の担保権が解除されることを条件に、本公開買付けに応募し、また(ii)その保有する対象者の普通株式のうち2,596株について、現在設定されている大和証券株式会社の担保権が解除されることを条件に、本公開買付けに応募し、かつ、(iii)その保有する対象者の普通株式のうち3,804株について本公開買付けに応募する旨の覚書を平成22年10月29日付で締結しております。

また、当社は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の終了後速やかに当社が保有する対象者の第1種優先株式の全てを対象者の普通株式に転換する予定です。当社が保有する第1種優先株式は議決権を有しませんが、普通株式に転換されることにより、対象者の議決権の総数は増加することになります。なお、当社が保有する第1種優先株式全てを普通株式に転換することにより当社に交付されることとなる普通株式の数は本書提出日において107,936株であり、当社の所有することとなる議決権数の割合は25.83%であります（(i)当社が第1種優先株式の転換により取得する議決権の数107,936個が、(ii)(a)対象者の平成22年12月期（第13期）第2四半期報告書（平成22年8月13日提出）記載の平成22年6月30日時点の総株主の議決権数309,917個及び(b)当社が第1種優先株式の転換により取得する議決権の数107,936個の合計数である417,853個に占める割合）。

なお、対象者公表の平成22年10月29日付「NECキャピタルソリューション株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成22年10月29日開催の対象者取締役会において、当社の完全子会社となることにより、当社グループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、対象者の中長期的な企業価値の向上を実現するための最善の方策であるとともに、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨、並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権及び本新株予約権付社債の所有者の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

## （2）本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

### 当社グループの状況

当社は、日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）の持分法適用関連会社として、NECの顧客基盤でもある官公庁・自治体・大企業から中小企業までの幅広い顧客層に対してリース・割賦や企業融資を中心に、企業をとりまく様々なファイナンスニーズに対してサービスを提供してまいりました。

創立30周年を迎えた平成20年2月には、第3次中期計画「Next30th～新たな30年への挑戦～」を発表し、メーカー系サービス会社として、また産業金融の担い手としての使命・座標軸・差別化を明示するとともに、商号を「NECキャピタルソリューション株式会社」に変更しました。また、第3次中期計画においては、今後の新たな「バリュー」としてこれまでのメーカー系販売金融会社というビジネスモデルから新たなビジネスモデルへの転換を促進し、日本産業の発展に寄与するソリューションカンパニーへと変貌することによって、これまで以上に株主の皆様の付託に応える上場公開企業を目指すことを内外に示しました。この「バリュー」を実現するため、当社は「顧客の経営資源に対する課題解決の実現（＝キャピタルソリューション）」を新たな「ビジョン」に据え、従来からの「ベンダー向け販売金融サービス」に加えて、「企業の財務的課題に対する金融ソリューション事業」と「企業が保有する資産に対する資産ソリューション事業」の競争力強化に取り組んでまいりました。

平成22年度は第3次中期計画の最終年度に当たり、リース会計や税務の変更によるリースマーケット縮小のインパクトが顕在化する中で、引き続き金融ソリューション事業及び資産ソリューション事業の強化を進めており、第4次中期計画の策定に着手しております。NECグループ内で唯一の金融サービス企業として、サービス化を加速するNECとの連動性をこれまで以上に高め、ITサービスと金融サービスが結びつく中で生まれるよりイノベーションなソリューションを顧客に提供してまいります。

#### 対象者の状況

当社の認識する対象者の状況は、以下のとおりです。

対象者は平成10年7月の創業以来、「日本生まれ、日本育ちの投資銀行」を目指し、事業再生や不良債権ビジネスを中心に、プリンシパル投資事業・ファンド事業・インベストメントバンキング事業を展開し、金融アンバドンリングの時代と呼ばれた平成10年以降の金融マーケットにおいてユニークなポジションを築き、ベンチャー企業から東京証券取引所市場第一部に上場するまでに躍進してまいりました。

しかしながら、平成20年のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の信用収縮及び金融機関の不動産向け融資の厳格化による不動産市場の流動性の低下・不動産価格の下落等により、対象者の事業は、プリンシパル投資事業及びファンド事業における投資、特に不動産への投資案件において大きな影響を受けました。対象者は、平成20年12月期連結決算において、大型不動産共同投資事業に関連して投資有価証券評価損7,584百万円及び貸倒引当金繰入（特別損失）446百万円を特別損失として計上したこと等から、連結通期で2,212百万円の当期純損失を計上しました。また、平成21年12月期連結決算においても、対象者は、同じく大型不動産共同投資関連で総額4,279百万円を特別損失として計上したこと等から、連結通期で2,786百万円の当期純損失を計上し、2期連続となる多額の純損失を計上しております。さらに、平成22年10月29日付対象者公表の「特別損失の発生並びに通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、平成22年12月期通期決算につきましても、不動産投資関連事業撤退等に伴う事業構造改善費用8,240百万円及び固定資産の減損損失659百万円等、総額9,034百万円の特別損失を計上し、3期連続となる当期純損失を計上する見込みであるとのことです。かかる対象者を取り巻く厳しい事業環境は、投資不動産の売却タイミングが遅れていることとあいまって、対象者の資金繰りに大きな影響を及ぼすに至っております。当社は、後述するとおり、対象者においては事業環境・資金調達環境の改善を図るために、事業ポートフォリオの転換・事業構造の適正化及び財務状況の健全化等を含む経営改善のための抜本的な諸施策を早急に行う必要があるものの、対象者単独でこれらの諸施策を実施することは困難であると認識しております。

#### 当社による対象者に対する支援

当社は、対象者を取り巻く事業環境・資金調達環境は上記のとおり極めて厳しい一方で、対象者にはアドバイザー機能、ファンド運営機能、サービサー機能、多様なアセットマネジメント機能及び全国の金融機関との強固なネットワークについて一定の強みもあり、当社と対象者との協業により当社と対象者の双方におけるビジネス面の成果を追求することが可能であり、当社の今後の金融サービスの1つの核になるものと期待しております。

当社は、平成21年2月以降、当社による対象者グループに対する出資等による資金面での支援及び当社と対象者との各種関係の強化を行ってまいりました。まず、当社は、対象者との間で、平成21年2月9日付で業務資本提携契約を締結し、対象者の発行する第1種優先株式の引受を行い、対象者に対して4,000百万円の資本注入を行いました。その後、当社は、平成22年3月、対象者が同月に満期を迎える「2010年3月31日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債」（以下「CB」といいます。）及び平成22年4月に社債権者により繰上償還を請求される可能性のある「2014年4月28日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債」（以下「CB」といいます。）の償還資金の確保等を目的として本新株予約権付社債（総額9,000百万円）を発行した際、本新株予約権付社債の一部をドイツ銀行グループと共に引き受け、対象者に対して2,000百万円の資金拠出を行いました。対象者によると、対象者は、本新株予約権付社債の発行により得た資金により、CB及びCBについて繰上償還を行いました。また、当社は、平成21年2月以降、上記の対象者に対する資金面での支援に加え、役員の派遣及び資金繰り管理体制強化等の財務戦略再構築についても取り組んでまいりました。事業面での協業に関しては、平成21年2月以降、当社及び対象者の協業は目覚しく進捗しており、特に全国の金融機関チャネルを共有することによって生まれた地方企業の早期再建、地域経済の発展に寄与する多様な金融案件の共同組成実績を挙げるに至りました。

しかしながら、当社は、対象者における事業ポートフォリオの転換・事業構造の適正化及び財務状況の健全化等のための抜本的な諸施策の実行の速度が結果として十分でないこと、不動産市況の回復が進まないこと、対象者が不動産セクターに属していたこともあり銀行その他金融機関による対象者に対する資金提供が引き続き促進しないこと、平成21年2月の当社の優先株式引受け時においては対象者の財務体質改善の一貫として3年間で3回実施する予定であったシンジケート・ローンによる資金調達についても2回目となる平成22年4月の資金調達では予定金額を大幅に下回ったこと、東京都台東区東上野所在の土地などに代表される大型保有不動産の売却に進展が見られないことなどから、対象者を取り巻く事業環境・資金調達環境は依然として厳しい状況にあるものと認識しております。平成22年3月に対象者が本新株予約権付社債の発行により9,000百万円を調達した時以降も、当社は、対象者の支援要請により、対象者グループに対し、平成22年4月に上記シンジケート・ローンにより調達する予定であったCBの償還資金の不足金額を穴埋める資金支援を対象者のメインバンクとともに実行し、また、平成22年9月末には、運転資金確保のために再度の追加資金支援（2,500百万円）を行うことを余儀なくされております。当社は、対象者の事業環境・資金調達環境は厳しいものであり、対象者においては、以下の（ ）から（ ）の施策を含めた事業ポートフォリオの転換・事業構造の適正化及び財務状況の健全化等を含む経営改善のための抜本的な諸施策の実行を通じ、早急に事業環境・資金調達環境の改善を図る必要があるものと認識しています。

- ( ) 自己勘定による各種投資事業からファンド事業（不動産関連資産に対するものを除きます。）及びインベストメントバンキング事業を中核とする事業ポートフォリオへの転換
- ( ) 不動産関連資産への投資事業からの完全撤退
- ( ) 現在の資金繰り状況の改善及び事業ポートフォリオ転換が完了するまでに必要な対象者の財務面に関する改善プログラムの推進
- ( ) 対象者の経営管理体制の再構築によるリスクマネジメント体制の強化
- ( ) 当社及び対象者の協業関係を発展させ、クロスセルを拡大することによるシナジー効果の最大化
- ( ) 平成21年2月9日に公表した「業務資本提携、第三者割当による優先株式の発行及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載した業務提携内容の具現化に向けた取組の強化

当社は、対象者単独での上記の諸施策の実施は困難であり、上記の諸施策を効果的に進めていくには、当社と対象者との間でより強固な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と遂行、並びにこれらを法令上及び実務上機動的かつ柔軟に実現するための意思決定の確保が必要不可欠と考えております。そのためには、当社が本公開買付けを通じて、対象者を完全子会社化した上で、当社グループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、対象者を含めた当社グループの中長期的な企業価値向上を推進するための最善の方策であるとの結論に至りました。これを受けて、当社は、平成22年10月29日開催の取締役会において本公開買付けを開始することを決議いたしました。また、当社及び対象者は、平成22年10月29日に、両者取締役会における承認に基づき経営統合に関する合意書（以下「本経営統合合意書」といいます。）を締結いたしました。

当社及び対象者は、本経営統合合意書において、概要以下の事項に合意しております。

- ( ) 賛同表明の実施
  - ・対象者は、本公開買付けが開始される場合には、本経営統合合意書に規定する当社による表明及び保証に違反がないこと及び当社が本経営統合合意書に基づき本公開買付けの開始までに履行すべき義務を全て履行していることを条件として、本公開買付けの開始日において、本公開買付けに賛同するとともに対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明し、これを公表し、公開買付期間中これを維持する。
- ( ) 対象者の完全子会社化
  - ・当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合、当社を対象者の完全親会社とする対象者の完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）を実施するよう、双方誠実に努力する。
  - ・当社及び対象者は、原則として以下に定める方法によって本完全子会社化を実施するものとするが、以下の各号に定める方法によるか否かも含めその手続の詳細については、本公開買付け後に、当社及び対象者の間で誠実に協議を行った上で決定する。

- (a) 対象者の平成22年12月期に係る定時株主総会（又は当社及び対象者が別途合意する他の株主総会）において、定款の一部変更により、対象者の発行する普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号）を付し、その上で、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、それと引き換えに別個の種類の対象者の株式を交付する。
- (b) 上記(a)の交付に際して、本公開買付けに応募されなかった当社以外を対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する。
- (c) 上記(b)の端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する。
- (d) 対象者は、本完全子会社化の効力発生日までに残存する本新株予約権を全て無償で消滅させる方法その他当社が合理的に認める方法により適切に処理する。
- (e) 対象者は、本公開買付けの決済の開始日以降可及的速やかに、残存する本新株予約権付社債の全額について、本新株予約権付社債の発行要項規定の公開買付けの場合の繰上償還条項に基づき償還を行う。
- ( ) 当社による対象者第1種優先株式の転換
- ・ 当社は、本公開買付けが成立した場合で必要があると認めるとき、その保有する対象者の第1種優先株式の全部について、取得請求権を行使して対象者の普通株式に転換する。
- ( ) 対象者の誓約事項
- ・ 対象者は、本経営統合合意書締結日以降本完全子会社化の完了までの間、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内で対象者及びその子会社の業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとし、当社が別途書面により事前に承諾する場合を除き、通常の業務の範囲を超える事項を行ってはならない。
  - ・ 対象者は、本経営統合合意書締結日以降本完全子会社化の完了までの間、本公開買付け及び本完全子会社化の実現に支障となる事項又は対象者の財政状態若しくは経営成績に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発見された場合、直ちに当社に当該事項に関する詳細を報告する。
  - ・ 対象者は、対象者又はその子会社が保有する不動産関連資産で当社が指定するものについて、完全売却する。
  - ・ 対象者は、当社の同意する対象者の事業計画の達成に向けて最大限努力する。
- ( ) 当社の誓約事項
- ・ 当社は、本公開買付け及び本完全子会社化後も対象者の企業文化を尊重し、対象者を含めた当社グループの企業価値の最大化を図るべく、対象者又はその事業の経営を行うものとする。
  - ・ 当社は、本公開買付け後に、本公開買付け及び本完全子会社化後の対象者の従業員の雇用に関して、対象者との間で誠実に協議を行うものとする。



なお、本公開買付けが成立した場合で、かつ、本公開買付けにより当社による対象者の完全子会社化が達成できなかった場合には、当社による対象者の完全子会社化を推進するため、本公開買付け後に当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする手続を実施する予定です。手続の詳細については、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本書提出日現在において対象者の親会社ではありませんが、(i)当社と対象者は業務資本提携関係にあること、(ii)当社は対象者の第1種優先株式40,000株を保有しているところ、本公開買付けが成立した場合当該第1種優先株式の全てについて普通株式を対価とする取得請求権を行使して対象者普通株式107,936株の交付を受ける予定であること、(iii)対象者の取締役のうち1名が当社顧問を兼務しており、また、対象者の監査役のうち1名が当社取締役を兼務していること等に鑑み、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

( ) 普通株式

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)及び日興コーディアル証券株式会社(以下「日興コーディアル証券」といいます。)から平成22年10月28日にそれぞれ提出された株式価値算定書(以下「算定書」といいます。算定基準日:平成22年10月28日)を参考にいたしました(なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。)

野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、DDM法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法: 28,360円~39,276円

市場株価平均法では、平成22年10月28日を基準日として、東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値39,276円、直近3ヶ月間の終値平均値36,557円、直近1ヶ月間の終値平均値34,087円、直近1週間の終値平均値28,806円、及び基準日終値28,360円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、28,360円~39,276円と分析しております。

(b) DDM法: 32,961円~42,663円

DDM法とは、DCF法の一つであり、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を対象者の資本コストで現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、32,961円~42,663円と分析しております。

日興コーディアル証券が用いた手法は、市場株価法、DDM法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価法：28,806円～36,557円

市場株価法では、平成22年10月28日を基準日として、東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の、直近3ヶ月間の終値平均値36,557円、直近1ヶ月間の終値平均値34,087円、及び直近1週間の終値平均値28,806円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、28,806円～36,557円と分析しております。

(b) DDM法：33,689円～39,414円

DDM法とは、DCF法の一つであり、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を対象者の資本コストで現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、33,689円～39,414円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果及び井無田敦氏との協議の結果等を踏まえ、最終的に平成22年10月29日開催の取締役会において本公開買付価格を36,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり36,000円は、当社による本公開買付けの公表日の前日である平成22年10月28日の東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の普通取引終値28,360円に対して26.94%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去1ヶ月間（平成22年9月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値34,087円（小数点以下四捨五入、以下本項において同じ。）に対して5.61%のプレミアムをそれぞれ加えた金額、過去3ヶ月間（平成22年7月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値36,557円に対して1.52%、過去6ヶ月間（平成22年4月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値39,276円に対して8.34%のディスカウントをそれぞれした金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり36,000円は、本書提出日の直前の取引日である平成22年10月29日の東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の普通取引終値29,000円に対して24.14%のプレミアムを加えた金額となります。

( ) 新株予約権

本新株予約権はいずれもストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、対象者又は対象者の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問その他これに準ずる地位にあることが要求されていることに照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得したとしても、これを行ってできないおそれがあることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。

( ) 新株予約権付社債

本新株予約権付社債の発行価額100円を本書提出日現在において有効な転換価額である51,415円で除した数に対象者普通株式1株当たりの買付価格を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)である70円を、本新株予約権付社債の額面100円当たりの買付価格としています。なお、本公開買付けが成立した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項に従って額面100円につき100円で償還される予定ですが、本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面100円当たりの買付価格は、繰上償還金額100円に対して70.00%を乗じた額に相当しています。

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得等

( ) 普通株式

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。)に対して、対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成22年10月29日付でブルータスから株式価値算定書を取得したとのことです。ブルータスによる対象者の普通株式の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

ブルータスは、対象者の普通株式の株式価値について、市場株価法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて算定を行っております。ブルータスが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では28,360円~39,276円、DCF法では28,075円~35,779円と算定されております。市場株価法では、平成22年10月28日を基準日とし、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値28,360円、直近1ヶ月終値平均34,087円、直近3ヶ月終値平均36,557円及び直近6ヶ月終値平均39,276円を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を28,360円~39,276円と算定しております。DCF法では、対象者の事業計画(なお、平成22年10月29日付対象者公表の「特別損失の発生並びに通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載の不動産投資関連事業撤退等に伴う事業構造改善費用8,240百万円及び固定資産の減損損失659百万円等、総額9,034百万円の特別損失については考慮していないとのことです。)に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を28,075円~35,779円と算定しております。

また、上記株式価値算定書に加えて、対象者は、平成22年10月29日付でプルータスから、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株当たり36,000円は、対象者の株主の皆様にとって、財務的見地より適当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しているとのことです。

なお、第三者算定機関であるプルータスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

#### ( ) 新株予約権

対象者プレスリリースによれば、対象者としては、本新株予約権については取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、本新株予約権については、第三者算定機関であるプルータスから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、上記の対象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

#### ( ) 新株予約権付社債

対象者プレスリリースによれば、対象者としては、本公開買付けが成立した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項に従って額面100円につき100円で償還される予定であることに鑑み、本新株予約権付社債については、第三者算定機関であるプルータスから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得しておらず、本新株予約権付社債にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、上記の対象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者付社債権者の判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

#### 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む公開買付けによる対象者の完全子会社化（以下「本経営統合」といいます。）に関わる審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所より本経営統合に係る諸手続について法的助言を受けているとのことです。

#### 利益相反のおそれを排除するための対象者におけるプロジェクトチームの設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本経営統合に関する対象者の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、当社の顧問を兼務している取締役加藤奉之氏及び下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり本公開買付けに応募する旨の覚書を締結している対象者の大株主である前代表取締役社長井無田敦氏を除いた、当社からの独立性が高い2名の取締役（田中敏明氏及び小山浩司氏）を中心に構成されるプロジェクトチーム（以下「本件PT」といいます。）を設置し、本件PTが当社との間で本公開買付けを含む本経営統合に関する協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下「大和証券キャピタル・マーケッツ」といいます。）から助言等を受けながら、対象者の立場から本公開買付けを含む本経営統合について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねたとのことです。

## 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成22年9月3日、本公開買付けを含む一連の手続による本経営統合を検討するにあたり、本経営統合の適正性及び公正性を確保するとともに、本経営統合に係る交渉及び意思決定手続の透明性及び客観性を高めることを目的として、当社及び対象者から独立した外部の有識者である増田英次氏（弁護士、増田パートナーズ法律事務所パートナー）、対象者社外監査役である荒川真司氏（公認会計士、株式会社成和総合会計事務所代表取締役）及び近藤善三郎氏の3名によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、（a）本公開買付けの買付条件（公開買付価格を含みます。）の妥当性、（b）その他本経営統合の条件の妥当性、（c）本公開買付けを含む本経営統合の手続の適正性及び公正性、及び（d）本公開買付けに対する取締役会の意見表明への見解を諮問したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成22年9月8日より同年10月29日まで合計7回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、当社の提案内容、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件及び本経営統合の条件についての当社との間の協議・交渉の状況、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、対象者役員等へのヒアリングを行ったとのことです。また、第三者委員会は、プルータスが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするとともに、プルータスから対象者の普通株式の株式価値の評価に関する説明を受けたとのことです。加えて、第三者委員会は、大和証券キャピタル・マーケット及び西村あさひ法律事務所からも、本公開買付けを含む本経営統合の手続についてそれぞれ説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成22年10月29日に、対象者取締役会に対して、（a）公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件が妥当であること、（b）その他本経営統合の条件も妥当であること、（c）本公開買付けを含む本経営統合の手続は適正かつ公正であること、及び（d）本公開買付けに対する取締役会の意見表明が妥当であることを内容とする答申書を提出しているとのことです。

## 利害関係を有しない出席取締役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、プルータスから取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、大和証券キャピタル・マーケット及び西村あさひ法律事務所から得た助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社の完全子会社となることにより、当社グループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、対象者の中長期的な企業価値の向上を実現するための最善の方策であるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで、対象者取締役会は、平成22年10月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主には本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権及び本新株予約権付社債の保有者にはそれぞれの判断に委ねることとする旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、当社の顧問を兼務する社外取締役加藤奉之氏は、利益相反の回避の観点から、対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本経営統合に関する審議及び決議には参加しておらず、また対象者の立場において当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。また、当社の取締役を兼務する社外監査役忒山聡一郎氏も、同様に利益相反の回避の観点から、対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本経営統合に関する審議には参加していないとのことです。

本公開買付けへの賛同に係る上記対象者取締役会においては、上記取締役1名及び監査役1名を除く取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役3名（うち社外取締役1名を含みます。）の全員の一致で当該決議及び本経営統合合意書の締結を承認する旨の決議を行っており、出席監査役3名は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び本経営統合合意書を締結することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の前代表取締役社長井無田敦氏は、上記平成22年10月29日開催の対象者取締役会に先立ち、平成22年10月29日付で、対象者の代表取締役及び社長の地位をいずれも退任するとともに、あわせて対象者の取締役も辞任する旨を表明したため、上記取締役会には参加していないとのことです。また、当社との間で本公開買付けに応募する旨の覚書を締結している対象者の大株主である井無田敦氏は、利益相反回避の観点から、対象者の立場において当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。

#### 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

当社は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下の方法により、当社を除く対象者の株主（対象者を除きます。）に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、当社が対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した場合、当社は、平成23年3月に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び対象者の当該普通株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案とすることを対象者に要請する予定です。

また、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の上記に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本定時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、本公開買付けが成立し本定時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、当社は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在において未定ですが、当社は対象者に対し、公開買付けが対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付け以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記及びの手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（ ）上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ ）上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が対象者の株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得すると引換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付け者の株式の保有状況及び公開買付け以外の対象者の株主による対象者の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本定時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ございません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場していますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することにより、当社は、対象者普通株式の全て（対象者の保有する自己株式を除きます。）を保有することを企図していますので、その場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の前代表取締役社長である井無田敦氏（所有普通株式数31,936株、所有議決権割合10.30%）との間で、その保有する対象者の普通株式の全部について、現在設定されているあおぞら銀行の担保権が解除されることを条件に、本公開買付けに応募する旨の覚書を平成22年10月29日付で締結しております。また、当社は、井無田敦氏提出に係る平成22年9月17日付大量保有報告書において井無田敦氏の共同保有者とされる株式会社ジェイウェイ（所有株式数18,400株、所有議決権割合5.93%）との間で、(i)その保有する対象者の普通株式のうち12,000株について、現在設定されているあおぞら銀行の担保権が解除されることを条件に、本公開買付けに応募し、また(ii)その保有する対象者の普通株式のうち2,596株について、現在設定されている大和証券株式会社の担保権が解除されることを条件に、本公開買付けに応募し、かつ、(iii)その保有する対象者の普通株式のうち3,804株について本公開買付けに応募する旨の覚書を平成22年10月29日付で締結しております。



## (7) その他

本新株予約権付社債の発行要項においては、(i)対象者以外の者によって、対象者普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく対象者普通株式の公開買付けがなされ、(ii)対象者が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当該公開買付けによる対象者普通株式の取得の結果、対象者普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを対象者又は公開買付者が公表又は認容し（但し、対象者又は公開買付者が、当該公開買付け後も対象者が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(iv)公開買付者が当該公開買付けにより対象者普通株式を取得した場合には、対象者は、当該公開買付けに係る決済の開始日から15日以内に本新株予約権付社債の社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還期日（当該通知の日から25日目以降40日目までのいずれかの日とする。）に残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を額面100円につき100円で繰上償還できる旨が定められております。本経営統合合意書において、対象者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権付社債の全てを取得できなかった場合、本公開買付けに係る決済の開始日以降可及的速やかに、本新株予約権付社債のうち本公開買付けに応募されなかったもの全額について、上記本新株予約権付社債の公開買付けによる繰上償還条項に基づき繰上償還を行うことを合意しております。

また、平成22年10月29日付対象者公表の「特別損失の発生並びに通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成22年12月期（第13期）の普通株式及び第1種優先株式の配当予想額をいずれも0円と公表しております。

さらに、平成22年10月29日付対象者公表の「代表取締役の異動に関するお知らせ」によれば、平成22年10月29日、対象者の前代表取締役社長である井無田敦氏は、対象者取締役会に対し、平成22年10月29日付で、対象者の代表取締役及び社長の地位をいずれも退任するとともに、あわせて対象者の取締役も辞任する旨を表明したとのことです。このため、対象者は、平成22年10月29日開催の対象者取締役会において、(i)井無田敦氏の上記表明を受理するとともに、(ii)井無田敦氏の後任として、代表取締役専務である田中敏明氏を、平成22年10月29日付で、代表取締役社長に選定することを決議したとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の前代表取締役社長であり、大株主でもある井無田敦氏の打診を受け、本公開買付けの成立後、対象者は、井無田敦氏との間で、井無田敦氏が実質的に支配する有限会社南風原インベストメンツが保有する株式会社國場組のB種優先株式100,000株（有限会社南風原インベストメンツにおける取得価額は10億円とのことです。）（以下「対象資産」といいます。）を対象者がその客観的価値に見合った十分な根拠のある適正かつ公正な価格・条件により買い取ることに、協議を開始する予定であるとのことです。当社は、対象資産が対象者の事業上必要不可欠な資産であることを条件として、対象資産の客観的価値に見合った十分な根拠のある適正かつ公正な価格・条件で、対象者が対象資産を買い取ることに、対象者が井無田敦氏と本公開買付けの成立後に協議を開始することを許容することを検討する用意がある旨、対象者に連絡しております。

## 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (1)【買付け等の期間】

## 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成22年11月1日（月曜日）から平成22年12月14日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	平成22年11月1日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

## 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

## (2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金36,000円
新株予約権証券	第5回新株予約権1個につき、金1円 第6回新株予約権1個につき、金1円 第8回新株予約権1個につき、金1円
新株予約権付社債券	本新株予約権付社債の額面100円につき、金70円
株券等信託受益証券（ ）	-
株券等預託証券（ ）	-
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）及び日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）から平成22年10月28日にそれぞれ提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。算定基準日：平成22年10月28日）を参考にいたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。</p> <p>野村証券が用いた手法は、市場株価平均法、DDM法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。</p> <p>(a) 市場株価平均法：28,360円～39,276円</p> <p>市場株価平均法では、平成22年10月28日を基準日として、東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値39,276円、直近3ヶ月間の終値平均値36,557円、直近1ヶ月間の終値平均値34,087円、直近1週間の終値平均値28,806円、及び基準日終値28,360円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、28,360円～39,276円と分析しております。</p>

(b) D D M法：32,961円～42,663円

D D M法とは、D C F法の一つであり、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を対象者の資本コストで現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、32,961円～42,663円と分析しております。

日興コーディアル証券が用いた手法は、市場株価法、D D M法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価法：28,806円～36,557円

市場株価法では、平成22年10月28日を基準日として、東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の、直近3ヶ月間の終値平均値36,557円、直近1ヶ月間の終値平均値34,087円、及び直近1週間の終値平均値28,806円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、28,806円～36,557円と分析しております。

(b) D D M法：33,689円～39,414円

D D M法とは、D C F法の一つであり、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を対象者の資本コストで現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、33,689円～39,414円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果及び井無田敦氏との協議の結果等を踏まえ、最終的に平成22年10月29日開催の取締役会において本公開買付価格を36,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり36,000円は、当社による本公開買付けの公表日の前日である平成22年10月28日の東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の普通取引終値28,360円に対して26.94%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去1ヶ月間（平成22年9月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値34,087円（小数点以下四捨五入、以下本項において同じ。）に対して5.61%のプレミアムをそれぞれ加えた金額、過去3ヶ月間（平成22年7月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値36,557円に対して1.52%、過去6ヶ月間（平成22年4月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値39,276円に対して8.34%のディスカウントをそれぞれした金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり36,000円は、本書提出日の直前の取引日である平成22年10月29日の東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の普通取引終値29,000円に対して24.14%のプレミアムを加えた金額となります。

	<p>(2) 新株予約権</p> <p>本新株予約権はいずれもストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、対象者又は対象者の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問その他これに準ずる地位にあることが要求されていることに照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないおそれがあることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。</p> <p>(3) 新株予約権付社債</p> <p>本新株予約権付社債の発行価額100円を本書提出日現在において有効な転換価額である51,415円で除した数に対象者普通株式1株当たりの買付価格を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)である70円を、本新株予約権付社債の額面100円当たりの買付価格としています。なお、本公開買付けが成立した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項に従って額面100円につき100円で償還される予定ですが、本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面100円当たりの買付価格は、繰上償還金額100円に対して70.00%を乗じた額に相当しています。</p>
算定の経緯	<p>(買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社は、当社と対象者との協業により当社と対象者の双方におけるビジネス面の成果を追求することが可能であり、当社の今後の金融サービスの1つの核になるものと期待し、対象者との間で、平成21年2月9日付で業務資本提携契約を締結して以降、対象者に対する資金面での支援に加え、役員の派遣及び資金繰り管理体制強化等の財務戦略再構築についても取り組んでまいりました。しかし、当社は、不動産市況の回復が進まないこと、対象者が不動産セクターに属していたこともあり銀行その他金融機関による対象者に対する資金提供が引き続き促進しないこと、平成21年2月の当社の優先株式引受け時においては対象者の財務体質改善の一貫として3年間で3回実施する予定であったシンジケート・ローンによる資金調達についても2回目となる平成22年4月の資金調達では予定金額を大幅に下回ったこと、東京都台東区東上野所在の土地などに代表される大型保有不動産の売却に進展が見られないことなどから、対象者を取り巻く事業環境・資金調達環境は依然として厳しい状況にあるものと認識しております。</p> <p>当社は、対象者において事業ポートフォリオの転換・事業構造の適正化及び財務状況の健全化等を含む経営改善のための抜本的な諸施策の実行を通じて、早急に対象者の事業環境・資金調達環境の改善を図る必要があるものと認識しております。そして、当社は、対象者単独での上記の諸施策の実施は困難であり、各種の諸施策を効果的に進めていくには、当社と対象者との間でより強固な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と遂行、並びにこれらを法令上及び実務上機動的かつ柔軟に実現するための意思決定の確保が必要不可欠と考えました。そのためには、当社が本公開買付けを通じて、対象者を完全子会社化した上で、当社グループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、対象者を含めた当社グループの中長期的な企業価値向上を推進するための最善の方策であるとの結論に至り、平成22年10月、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定しました。</p>

## 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、平成22年9月に当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び日興コーディアル証券に対し、対象者の株式価値評価を依頼し、平成22年10月28日付で、各々株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、野村證券及び日興コーディアル証券から本公開買付けの公正性に関する評価書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

## 当該意見の概要

野村證券は市場株価平均法では28,360円～39,276円、DDM法では32,961円～42,663円と分析しております。日興コーディアル証券は、市場株価法では28,806円～36,557円、DDM法では33,689円～39,414円と分析しております。

## 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果及び井無田敦氏との協議の結果等を踏まえ、最終的に平成22年10月29日開催の取締役会において本公開買付け価格を36,000円と決定いたしました。

本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格は、上記「算定の基礎」の「（2）新株予約権」に記載したとおり、本新株予約権はいずれもストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、対象者又は対象者の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問その他これに準ずる地位にあることが要求されていることに照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないおそれがあることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定し、最終的に平成22年10月29日開催の取締役会においてその旨決定いたしました。

本公開買付けにおける本新株予約権付社債の買付価格は、上記「算定の基礎」の「（3）新株予約権付社債」に記載したとおり、新株予約権付社債の発行価額100円を本書提出日現在において有効な転換価額である51,415円を除いた数に対象者普通株式1株当たりの買付価格を乗じた金額（1円未満の端数は四捨五入）である70円を、本新株予約権付社債の額面100円当たりの買付価格と設定し、最終的に平成22年10月29日開催の取締役会においてその旨決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける本新株予約権及び本新株予約権付社債の買付価格を決定するにあたり、第三者からの評価書は取得しておりません。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社は、本書提出日現在において対象者の親会社ではありませんが、(i)当社と対象者は業務資本提携関係にあること、(ii)当社は対象者の第1種優先株式40,000株を保有しているところ、本公開買付けが成立した場合当該第1種優先株式の全てについて普通株式を対価とする取得請求権を行使して対象者普通株式107,936株の交付を受ける予定であること、(iii)対象者の取締役のうち1名が当社顧問を兼務しており、また、対象者の監査役のうち1名が当社取締役を兼務していること等に鑑み、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

( ) 普通株式

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村証券及び日興コーディアル証券から平成22年10月28日にそれぞれ提出された算定書(算定基準日：平成22年10月28日)を参考にいたしました(なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。)

野村証券が用いた手法は、市場株価平均法、DDM法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法：28,360円～39,276円

市場株価平均法では、平成22年10月28日を基準日として、東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値39,276円、直近3ヶ月間の終値平均値36,557円、直近1ヶ月間の終値平均値34,087円、直近1週間の終値平均値28,806円、及び基準日終値28,360円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、28,360円～39,276円と分析しております。

(b) DDM法：32,961円～42,663円

DDM法とは、DCF法の一つであり、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を対象者の資本コストで現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、32,961円～42,663円と分析しております。

日興コーディアル証券が用いた手法は、市場株価法、DDM法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価法：28,806円～36,557円

市場株価法では、平成22年10月28日を基準日として、東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の、直近3ヶ月間の終値平均値36,557円、直近1ヶ月間の終値平均値34,087円、及び直近1週間の終値平均値28,806円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、28,806円～36,557円と分析しております。

## (b) DDM法：33,689円～39,414円

DDM法とは、DCF法の一つであり、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を対象者の資本コストで現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、33,689円～39,414円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果及び井無田敦氏との協議の結果等を踏まえ、最終的に平成22年10月29日開催の取締役会において本公開買付け価格を36,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり36,000円は、当社による本公開買付けの公表日の前日である平成22年10月28日の東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の普通取引終値28,360円に対して26.94%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去1ヶ月間（平成22年9月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値34,087円（小数点以下四捨五入、以下本項において同じ。）に対して5.61%のプレミアムをそれぞれ加えた金額、過去3ヶ月間（平成22年7月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値36,557円に対して1.52%、過去6ヶ月間（平成22年4月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値39,276円に対して8.34%のディスカウントをそれぞれした金額となります。

また、本公開買付け価格である1株当たり36,000円は、本書提出日の直前の取引日である平成22年10月29日の東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の普通取引終値29,000円に対して24.14%のプレミアムを加えた金額となります。

## ( ) 新株予約権

本新株予約権はいずれもストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、対象者又は対象者の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問その他これに準ずる地位にあることが要求されていることに照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないおそれがあることから、本新株予約権の買付け価格は1個につき1円と設定しています。



( ) 新株予約権付社債

本新株予約権付社債の発行価額100円を本書提出日現在において有効な転換価額である51,415円で除した数に対象者普通株式1株当たりの買付価格を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)である70円を、本新株予約権付社債の額面100円当たりの買付価格としています。なお、本公開買付けが成立した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項に従って額面100円につき100円で償還される予定ですが、本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面100円当たりの買付価格は、繰上償還金額100円に対して70.00%を乗じた額に相当しています。

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得

( ) 普通株式

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるブルータスに対して、対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成22年10月29日付でブルータスから株式価値算定書を取得したとのことです。ブルータスによる対象者の普通株式の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

ブルータスは、対象者の普通株式の株式価値について、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて算定を行っております。ブルータスが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では28,360円～39,276円、DCF法では28,057円～35,779円と算定されております。市場株価法では、平成22年10月28日を基準日とし、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値28,360円、直近1ヶ月終値平均34,087円、直近3ヶ月終値平均36,557円及び直近6ヶ月終値平均39,276円を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を28,360円～39,276円と算定しております。DCF法では、対象者の事業計画(なお、平成22年10月29日付対象者公表の「特別損失の発生並びに通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載の不動産投資関連事業撤退等に伴う事業構造改善費用8,240百万円及び固定資産の減損損失659百万円等、総額9,034百万円の特別損失については考慮していないとのことです。)に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を28,075円～35,779円と算定しております。

また、上記株式価値算定書に加えて、対象者は、平成22年10月29日付でブルータスから、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株当たり36,000円は、対象者の株主の皆様にとって、財務的見地より適当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しているとのことです。

なお、第三者算定機関であるブルータスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

#### 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本経営統合に関わる審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所より本経営統合に係る諸手続について法的助言を受けているとのこと。

#### 利益相反のおそれを排除するための対象者におけるプロジェクトチームの設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本経営統合に関する対象者の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、本件PTを設置し、本件PTが当社との間で本公開買付けを含む本経営統合に関する協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケットから助言等を受けながら、対象者の立場から本公開買付けを含む本経営統合について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねたとのこと。

#### 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成22年9月3日、本公開買付けを含む一連の手続による本経営統合を検討するにあたり、本経営統合の適正性及び公正性を確保するとともに、本経営統合に係る交渉及び意思決定手続の透明性及び客観性を高めることを目的として、当社及び対象者から独立した外部の有識者である増田英次氏（弁護士、増田パートナーズ法律事務所パートナー）、対象者社外監査役である荒川真司氏（公認会計士、株式会社成和総合会計事務所代表取締役）及び近藤善三郎氏の3名によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(a)本公開買付けの買付条件（公開買付価格を含みます。）の妥当性、(b)その他本経営統合の条件の妥当性、(c)本公開買付けを含む本経営統合の手続の適正性及び公正性、及び(d)本公開買付けに対する取締役会の意見表明への見解を諮問したとのこと。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成22年9月8日より同年10月29日まで合計7回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのこと。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、当社の提案内容、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件及び本経営統合の条件についての当社との間の協議・交渉の状況、前記「3 買付け等の目的」、「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、対象者役員等へのヒアリングを行ったとのこと。また、第三者委員会は、ブルータスが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするとともに、ブルータスから対象者の普通株式の株式価値の評価に関する説明を受けたとのこと。加えて、第三者委員会は、大和証券キャピタル・マーケット及び西村あさひ法律事務所からも、本公開買付けを含む本経営統合の手続についてそれぞれ説明を受けたとのこと。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成22年10月29日に、対象者取締役会に対して、(a)公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件が妥当であること、(b)その他本経営統合の条件も妥当であること、(c)本公開買付けを含む本経営統合の手続は適正かつ公正であること、及び(d)本公開買付けに対する取締役会の意見表明が妥当であることを内容とする答申書を提出しているとのこと。

**利害関係を有しない出席取締役の承認**

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、ブルータスから取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、大和証券キャピタル・マーケッツ及び西村あさひ法律事務所から得た助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社の完全子会社となることにより、当社グループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、対象者の中長期的な企業価値の向上を実現するための最善の方策であるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで、対象者取締役会は、平成22年10月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主には本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権及び本新株予約権付社債の保有者にはそれぞれの判断に委ねることとする旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、当社の顧問を兼務する社外取締役加藤奉之氏は、利益相反の回避の観点から、対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本経営統合に関する審議及び決議には参加しておらず、また対象者の立場において当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。また、当社の取締役を兼務する社外監査役松山聡一郎氏も、同様に利益相反の回避の観点から、対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本経営統合に関する審議には参加していないとのことです。

本公開買付けへの賛同に係る上記対象者取締役会においては、上記取締役1名及び監査役1名を除く取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役3名（うち社外取締役1名を含みます。）の全員の一致で当該決議及び本経営統合合意書の締結を承認する旨の決議を行っており、出席監査役3名は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び本経営統合合意書を締結することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の前代表取締役社長井無田敦氏は、上記平成22年10月29日開催の対象者取締役会に先立ち、平成22年10月29日付で、対象者の代表取締役及び社長の地位をいずれも退任するとともに、あわせて対象者の取締役も辞任する旨を表明したため、上記取締役会には参加していないとのことです。また、当社との間で本公開買付けに応募する旨の覚書を締結している対象者の大株主である井無田敦氏は、利益相反回避の観点から、対象者の立場において当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。

**買付け等の期間を比較的長期間に設定**

当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

## (3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
440,657 (株)	170,764 (株)	- (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(170,764株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の下限(170,764株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である440,657株を記載しております。なお、当該最大数は、(a)(i)対象者の平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書(平成22年8月13日提出)記載の平成22年8月13日現在の普通株式の発行済株式総数(313,963株)に、(ii)公開買付期間の末日までに第4回新株予約権及び本新株予約権並びに本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成22年8月1日以降本書提出日までにかかる新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(169,639株)を加え、(b)(i)本公開買付けを通じて取得する予定のない同報告書に記載された対象者の平成22年6月30日現在の自己株式(4,046株)及び(ii)公開買付者が保有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(38,899株)を控除した株式数(440,657株)となります。買付予定数には、公開買付者の保有する第1種優先株式を転換すること及び公開買付者の保有する本新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することにより発行又は移転される可能性のある対象者株式の数は含まれておりません。

(注4) 公開買付期間の末日までに第4回新株予約権及び本新株予約権並びに本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式も本公開買付けの対象としております。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	440,657
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	130,740
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成22年11月1日現在)(個)(d)	146,835
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	146,835
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成22年11月1日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年6月30日現在)(個)(j)	309,917
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	75.01
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$ )(%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(440,657株)に係る議決権の数です。

(注2)「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、第4回新株予約権、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行要項により行使したと仮定して株式に換算した株式数(130,740株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者の平成22年(第13期)第2四半期報告書(平成22年8月13日提出)記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては第4回新株予約権及び本新株予約権並びに本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成22年6月30日現在存在する第4回新株予約権及び本新株予約権並びに本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式(平成22年6月30日以降本書提出日までにかかる新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。)に係る議決権の数(169,639個)及び同報告書に記載された公開買付者が保有する第1種優先株式(40,000株)が発行要項に基づき対象者普通株式に全て転換された場合の対象者普通株式に係る議決権(107,936個)を加えた587,492個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年6月30日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注4)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し本公開買付けによる対象者株券等の取得の前に、株式取得に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から30日を経過する日まで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。

なお、公開買付者は、本公開買付けによる対象者普通株式の取得について公正取引委員会の事前相談制度を利用しておりませんが、平成22年10月25日付でかかる事前届出書を公正取引委員会に提出し、同日付で受理されており、待機期間は公開買付期間内の平成22年11月25日に終了する予定です。公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会から、排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）が終了しない場合、及び、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

### (3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（株主、新株予約権者及び新株予約権付社債の保有者をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株券等が株式の場合の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記載又は記録されている必要があります。応募に際して、応募株券等が公開買付代理人の応募株主口座に記載又は記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。

応募株券等が新株予約権の場合の応募に際しては、(i)第5回及び第6回新株予約権については「新株予約権証券」を、(ii)第8回新株予約権については、新株予約権者の請求により対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」、対象者と締結した「新株予約権割当契約書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。また、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」を併せてご提出ください。

応募株券等が新株予約権付社債の場合の応募に際しては、新株予約権付社債権者であることの確認書類として、新株予約権付社債権者の請求により対象者より発行される「新株予約権付社債原簿記載事項を記載した書面」をご提出ください。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主等（株主、新株予約権者及び新株予約権付社債の保有者をいい、法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等については、特別口座に記載又は記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記載又は記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記載又は記録することはできません。

公開買付期間の末日までに、本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式も本公開買付けの対象とします。第4回新株予約権を保有している方が本公開買付けに応募する場合、平成22年11月25日に行使期間が満了する前に新株予約権を行使し、当該行使により発行又は移転された普通株式をご応募ください。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本がコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面に住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。



**( 2 ) 【契約の解除の方法】**

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

**( 3 ) 【株券等の返還方法】**

応募株主等が上記「( 2 ) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「( 4 ) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

**( 4 ) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】**

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

**8 【買付け等に要する資金】****( 1 ) 【買付け等に要する資金等】**

買付代金（円）（a）	15,863,652,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料（円）（b）	100,000,000
その他（円）（c）	10,000,000
合計（円）（a）+（b）+（c）	15,973,652,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、(i) 対象者の平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書(平成22年8月13日提出)記載の平成22年8月13日現在の普通株式の発行済株式総数(313,963株)から本公開買付けを通じて取得する予定のない同報告書に記載された対象者の平成22年6月30日現在の自己株式(4,046株)を控除した数に1株当たりの買付価格(36,000円)を乗じた金額(11,157,012,000円)、(ii) 対象者の平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書(平成22年8月13日提出)記載の平成22年6月30日現在の第4回新株予約権及び本新株予約権の全部が行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者普通株式(平成22年6月30日以降本書提出日までにかかる新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。)の最大数(12,098株)に1株当たりの買付価格(36,000円)を乗じた金額(435,528,000円)、及び(iii) 対象者の平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書(平成22年8月13日提出)記載の平成22年6月30日現在の本新株予約権付社債の残高(8,100,000,000円)から公開買付者が保有する本新株予約権付社債の残高(2,000,000,000円)を控除した残高(6,100,000,000円)について、当該本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者普通株式(平成22年6月30日以降本書提出日までにかかる本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。)の最大数(118,642株)に1株当たりの買付価格(36,000円)を乗じた金額(4,271,112,000円)の合計額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	41,065,277
計(a)	41,065,277

### 【届出日前の借入金】

#### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

## □【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

## 【届出日以後に借入れを予定している資金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

## □【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

## 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

41,065,277千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

## (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### (2)【決済の開始日】

平成22年12月22日(水曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

### (4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後遅滞なく、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。新株予約権及び新株予約権付社債については、応募に際して提出された、前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1)応募の方法」又はに記載した書類を応募株主等(外国の居住者である新株予約権者の場合はその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

## 11【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(170,764株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数(170,764株)の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合があります。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に同号イからりまでに掲げる事実が発生した場合

公開買付期間満了（延長した場合を含みます。）の日の前日までに、前記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載した公正取引委員会に対する事前届出に対して、排除措置命令の事前通知がなされた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### （3）【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### （4）【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「（2）契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に関する費用も公開買付者の負担とします。

### （5）【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### ( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### ( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

## 1【会社の場合】

## (1)【会社の概要】

## 【会社の沿革】

昭和53年11月30日に、日本サテライトテレコミュニケーションズ株式会社(昭和42年5月設立)が定款を改め、商号を「日本電気リース株式会社」として当社は設立されましたが、額面金額変更のため、当社は平成10年4月1日を合併期日として、日電海外エンジニアリング株式会社(昭和45年9月7日設立)と合併しました。法律上の存続会社は、日電海外エンジニアリング株式会社であります。合併前の日電海外エンジニアリング株式会社は休業状態であり、法律上消滅した日本電気リース株式会社が実質上の存続会社でありますので、会社の沿革については、特に記載のない限り、実質上の存続会社に関して記載しております。また、合併と同時に「日本電気リース株式会社」に商号を変更し、その後平成14年2月1日に商号を「エヌイーシーリース株式会社」に、平成16年6月18日に「NECリース株式会社」に変更しました。

当社は平成17年2月10日に東京証券取引所市場第二部に上場、平成18年3月1日に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。

平成20年11月30日に創立30周年を迎え、商号を「NECキャピタルソリューション株式会社」に変更しました。

年月	事項
昭和53年11月	日本サテライトテレコミュニケーションズ株式会社を日本電気リース株式会社と商号変更し、同年12月本社を東京都港区芝五丁目37番8号、営業所(現関西支社)を大阪に置き、情報処理機器、通信機器を中心にリース事業の営業を開始
昭和55年11月	福岡営業所(現九州支社)を開設 その後主要都市に支店、営業所等を開設
昭和58年4月	ファクタリング事業の営業開始
平成9年4月	資産担保証券(ABS)を発行し、資金調達多様化の開始
平成10年4月	株式の額面金額変更のため、日電海外エンジニアリング株式会社と合併 旧日電海外エンジニアリング株式会社が、旧日本電気リース株式会社を吸収合併し、同日商号を変更
平成11年12月	本社地区 環境マネジメントシステム「ISO14001」の認証を取得
平成13年1月	全社 環境マネジメントシステム「ISO14001」の認証を取得
平成14年2月	「エヌイーシーリース株式会社」に商号を変更
平成16年6月	「NECリース株式会社」に商号を変更
平成17年2月	東京証券取引所市場第二部に上場
平成18年3月	東京証券取引所市場第一部に上場
平成19年10月	NLアセットサービス株式会社(現・連結子会社)を設立
平成20年5月	TEAM Cignus Limited(現・連結子会社)を設立
平成20年11月	「NECキャピタルソリューション株式会社」に商号を変更

## 【会社の目的及び事業の内容】

### 会社の目的

- ( 1 ) 各種機械、器具、装置、設備、備品、建物付属設備、車輛、船舶、航空機等の賃貸借、売買（割賦売買含む）、輸出入並びにその代理・仲介
- ( 2 ) 前号の物件の保守管理・運用支援等のメンテナンスサービスに関する業務
- ( 3 ) 金銭の貸付、立替払、手形の割引、各種債権の売買、保証等の金融業務
- ( 4 ) 有価証券の保有、運用、売買、管理
- ( 5 ) 抵当証券の売買、保有、管理、仲介
- ( 6 ) 商品投資販売業及び商品投資顧問業
- ( 7 ) 集金・支払・計算等の業務代行
- ( 8 ) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- ( 9 ) 生命保険の募集に関する業務
- ( 10 ) 債権管理回収業
- ( 11 ) 小口債権販売業
- ( 12 ) クレジットカード業
- ( 13 ) 信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業
- ( 14 ) 特許権・実用新案権・商標権・著作権・産業財産権等の無体財産権の賃貸借・売買並びにその代理・仲介
- ( 15 ) 高度管理医療機器等の賃貸、販売
- ( 16 ) 情報処理・提供サービス業
- ( 17 ) 信用調査業
- ( 18 ) 古物売買業
- ( 19 ) 不動産の賃貸借・売買及び管理並びにその代理・仲介
- ( 20 ) 宅地建物取引業
- ( 21 ) 倉庫業
- ( 22 ) 運送業
- ( 23 ) 電気通信事業
- ( 24 ) 労働者派遣事業
- ( 25 ) 前各号に関するシステムの開発・販売・コンサルティング
- ( 26 ) 前各号に関連する出資及び投資
- ( 27 ) 前各号に付帯関連する一切の業務



## 事業の内容

当社グループは、ITネットワークソリューション事業を推進しているNECの持分法適用関連会社として、官公庁・自治体や大企業から中小企業までの幅広い顧客層に対してリースや割賦・企業融資などのファイナンスサービスを提供しております。また、ファクタリングや決済・代理回収等のサービスも行っており企業をとりまく様々なファイナンスニーズに対応しております。

当社グループとNECグループは、当社が金融商品をお客様に提供する際に製品・サービスを購入する購入者と仕入先の関係にあります。

当社グループの主な事業領域は、賃貸、営業貸付、その他の3事業に分類されます。

### (1) 賃貸事業

企業や官公庁・自治体のユーザーが機械設備等を必要とする場合に、その設備を当社グループが購入・長期間賃貸し、賃貸期間中に購入代金やその金利等を賃貸料として回収するものであります。

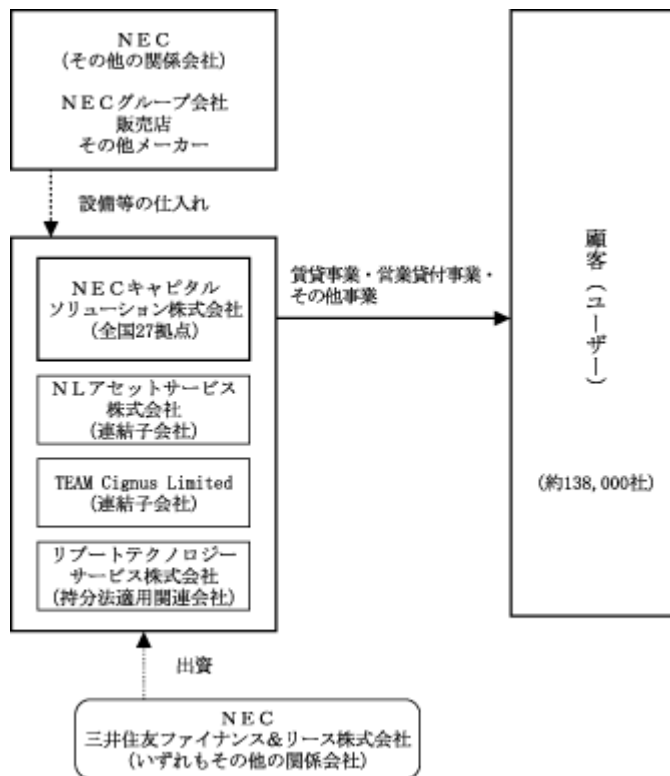
### (2) 営業貸付事業

金銭の貸付のほか、取引先(債務者)と取引先の仕入先(債権者)及び当社の三者間契約により、債権者の債務者に対する売掛債権を当社が譲り受け、債権者の要求に基づき期日前に一定の割引料を控除して債権者に譲渡代金を支払い、譲り受けた債権の支払い期日に債務者より回収を行うファクタリングや、ICT設備導入時の工事費等費用の立替払を行う立替払委託契約などから構成され、企業の設備投資以外のニーズに対応した商品であります。また、ユーザーが物件の所有を希望する場合、当社がユーザーに代わって購入し、購入代金やその金利等を賦払金として分割回収する割賦販売も行っております。

### (3) その他の事業

物品売買、賃貸の満了品や中途解約から発生した中古品の売却、保守料の回収代行、代理回収等の事業から構成されております。

事業系統図については、次のとおりであります。



### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成22年11月1日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
3,776,880,000	21,533,400

## 【大株主】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
日本電気株式会社	東京都港区芝5-7-1	8,110,000	37.66
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都港区西新橋3-9-4	5,390,000	25.03
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	1,375,700	6.39
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,294,000	6.01
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT,UK (東京都中央区日本橋3-11- 1)	261,400	1.21
NCT信託銀行株式会社(投信口)	東京都品川区東品川2-3-14	257,800	1.20
INDUS JAPAN MASTER FUND.LTD (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	GOLDMAN SACHS (CAYMAN) TRUST LTD.HABBOUR CENTRE,2ND FLOOR NORTH CHURCH STREET GEORGE TOWN,CAY (東京都中央区日本橋3-11- 1)	233,900	1.09
資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海1-8-12	222,100	1.03
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5 -33	200,000	0.93
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	200,000	0.93
計	-	17,744,900	82.41

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、NCT信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式のすべてが信託業務に係る株式であります。

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

平成22年11月1日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数(株)
代表取締役	社長	田中重穂	昭和27年1月6日生	昭和50年4月 日本電気(株) 入社 平成12年4月 同社 販売店支援本部長 平成15年4月 同社 パートナービジネス営業事業本部 ビジネスPC事業部長 平成17年10月 同社 パートナービジネス営業事業本部 長 平成19年4月 当社 執行役員常務 平成19年6月 当社 取締役、執行役員常務 平成20年6月 当社 代表取締役、執行役員専務 平成22年4月 当社 代表取締役社長(現任)	7,600
代表取締役	執行役員常務	中村哲也	昭和33年12月25日生	昭和58年4月 日本電気(株) 入社 平成16年4月 同社 経営企画部長 平成20年4月 同社 主席事業主幹 平成20年7月 NECエレクトロニクス(株) 主席事 業主幹 平成22年4月 当社 執行役員常務 平成22年6月 当社 代表取締役、執行役員常務 (現任)	
取締役	執行役員常務	坂本尚陽	昭和27年4月19日生	昭和50年4月 日本電気(株) 入社 平成14年5月 同社 パートナービジネス営業事業本部 西日本パートナービジネス営業事業部 長 平成18年5月 同社 関西支社関西ITコミュニケー ション営業事業部長 平成19年4月 当社 関西支社長 平成20年4月 当社 執行役員 平成21年4月 当社 執行役員常務 平成22年6月 当社 取締役、執行役員常務 (現任)	1,000
取締役	執行役員常務	忝山聡一郎	昭和30年4月27日生	昭和54年4月 日本電気(株) 入社 平成12年12月 同社 財務部財務室長 平成17年10月 NEC USA, Inc. SVP&CFO 平成18年7月 NEC Corporation of America SVP&CFO 平成21年7月 当社 執行役員兼財務部長兼コミュニ ケーション部長 平成22年4月 当社 執行役員常務兼経営企画本部長兼 財務部長 平成22年6月 当社 取締役、執行役員常務兼経営企画 本部長兼財務部長(現任)	
取締役		山本滋彦	昭和22年8月1日生	昭和47年4月 野村證券(株) 入社 平成8年6月 同社 取締役 平成10年6月 (株)ジャフコ 取締役 平成11年6月 同社 常務取締役 平成15年4月 ジャフコベン(株) 取締役社長 平成18年6月 (株)ジャフコ 常務執行役員 平成19年3月 同社 経営理事 平成19年6月 当社 取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数(株)
取締役		安部保志	昭和31年9月24日生	昭和54年4月 日本電気(株) 入社 平成17年4月 同社 第四ソリューション事業本部第二製造ソリューション事業部長 平成18年4月 同社 製造・装置ソリューション事業本部第二製造ソリューション事業部長 平成20年4月 同社 製造・装置ソリューション事業本部長 平成21年4月 同社 支配人 平成22年4月 同社 執行役員(現任) 平成22年6月 当社 取締役(現任)	
取締役		藤岡哲哉	昭和33年9月29日生	昭和56年4月 日本電気(株) 入社 平成17年4月 同社 業種ソリューション企画本部経理部長 平成17年6月 当社 監査役 平成18年4月 日本電気(株) 企業ソリューション企画本部経理部長 平成19年5月 同社 企業ソリューション企画本部統括マネージャー 平成19年6月 NEC Europe Ltd. SVP&CompanySecretary 平成19年6月 当社 監査役 辞任 平成22年4月 日本電気(株) 財務部長(現任) 平成22年6月 当社 取締役(現任)	
監査役(常勤)		松下利男	昭和27年10月6日生	昭和50年4月 日本電気(株) 入社 平成6年7月 当社 第二営業部長代理 平成11年7月 当社 経営効率化本部企画部企画担当部長 平成17年4月 当社 経営企画部企画部長 平成18年4月 当社 グループ営業部長 平成19年3月 当社 監査部長 平成20年4月 当社 支配人 平成20年6月 当社 監査役(現任)	2,200
監査役(常勤)		大東健次	昭和27年6月26日生	昭和53年4月 日本電気(株) 入社 平成10年7月 同社 企業行動推進部担当部長 平成11年7月 当社 審査部法務担当部長 平成13年4月 当社 法務文書部長 平成17年4月 当社 法務部長 平成21年4月 当社 支配人兼総務部長 平成22年4月 当社 支配人 平成22年6月 当社 監査役(現任)	1,700
監査役		南尚孝	昭和30年12月17日生	昭和54年4月 日本電気(株) 入社 平成14年10月 同社 関連企業部マネージャー 平成15年6月 NECアクセステクニカ(株) 経営企画部長 平成20年7月 日本電気(株) 経営監査本部監査部長 平成21年6月 当社 監査役(現任) 平成22年4月 日本電気(株) 経営監査本部長兼経営監査本部監査部長 平成22年10月 同社 経営監査本部長(現任)	
監査役		吉永俊治	昭和33年7月30日生	昭和57年4月 日本電気(株) 入社 平成17年4月 同社 NESソリューショングループ企画本部経理部長 平成19年4月 同社 SI・ソフト開発グループ企画本部経理部長 平成21年4月 同社 ITサービス企画本部経理部長(現任) 平成21年6月 当社 監査役(現任)	
計					12,500

(注1) 取締役山本滋彦氏、取締役安部保志氏及び取締役藤岡哲哉氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役南尚孝氏及び監査役吉永俊治氏は社外監査役であります。

(注3) 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。上記記載の執行役員を兼務する取締役のほか、本書提出日現在3名の執行役員が在任しております。

(注4) 当社は監査役が欠けた場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
川島 勇	昭和34年2月20日	昭和56年4月 日本電気(株) 入社 平成16年4月 同社 経理部統括マネージャー 平成20年4月 同社 キャリアネットワーク企画本部長代理 平成21年4月 同社 経理部長(現任) 平成22年6月 当社 補欠監査役(現任)	-

## (2) 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表の作成方法について

当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、第39期連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、第40期連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、第40期第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第40期第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、第41期第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第41期第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 3 監査証明について

(1) 当社は、法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び第40期連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第40期第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、第41期第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第41期第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

### 4 第41期連結会計年度(平成23年3月期)第2四半期報告書の提出について

当社は、法第24条の4の7第1項及び令第4条の2の10第3項の規定に基づき、平成22年9月末経過後45日以内の平成22年11月2日(火曜日)に、第41期第2四半期(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期報告書を提出する予定です。

【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期連結会計年度 (平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	24,376	24,398
受取手形	1 3	-
割賦債権	1 33,451	1 27,796
リース債権及びリース投資資産	1, 5, 6 507,786	1, 5, 6 486,426
営業貸付金	1, 3 113,838	1, 3 141,151
賃貸料等未収入金	23,704	21,506
有価証券	6,762	3,813
前払費用	452	284
未収還付法人税等	66	133
繰延税金資産	1,585	2,696
その他	3,463	9 4,552
貸倒引当金	6,763	9,593
流動資産合計	708,730	703,167
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	2 8,490	2 8,263
賃貸資産処分損引当金	-	274
賃貸資産合計	8,490	7,989
社用資産		
建物(純額)	207	181
器具備品(純額)	264	222
社用資産合計	2 472	2 404
有形固定資産合計	8,962	8,393
無形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	14	277
賃貸資産合計	14	277
その他の無形固定資産		
ソフトウェア	3,144	3,551
その他	20	20
その他の無形固定資産合計	3,165	3,572
無形固定資産合計	3,179	3,849
投資その他の資産		
投資有価証券	7 23,500	7 20,163
破産更生債権等	3,919	6,764
長期前払費用	1,396	464
繰延税金資産	7,042	2,643
その他	1,312	10 1,576
貸倒引当金	3,919	5,770
投資その他の資産合計	33,252	25,841
固定資産合計	45,395	38,085
資産合計	754,125	741,252



(単位：百万円)

	第39期連結会計年度 (平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	1,028	946
買掛金	20,704	10,929
短期借入金	3 43,792	11,636
1年内返済予定の長期借入金	90,304	83,334
コマーシャル・ペーパー	168,000	170,000
債権流動化に伴う支払債務	5 8,210	5 5,330
未払金	2,490	2,371
未払費用	6,365	6,510
未払法人税等	32	34
賃貸料等前受金	6,237	5,256
預り金	4,998	4,800
前受収益	347	320
その他	662	706
流動負債合計	353,174	302,178
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	6 320,446	6 359,187
債権流動化に伴う長期支払債務	5 6,790	5 1,460
退職給付引当金	1,099	1,491
その他	6,227	6,895
固定負債合計	344,563	379,034
負債合計	697,737	681,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,776	3,776
資本剰余金	4,648	4,648
利益剰余金	48,007	50,182
自己株式	0	0
株主資本合計	56,431	58,606
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	144	1,414
繰延ヘッジ損益	188	20
為替換算調整勘定	0	1
評価・換算差額等合計	43	1,433
純資産合計	56,387	60,039
負債純資産合計	754,125	741,252

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
売上高	260,995	237,378
売上原価	<sup>1</sup> 240,722	<sup>1</sup> 210,119
売上総利益	20,272	27,258
販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 16,657	<sup>2</sup> 19,579
営業利益	3,615	7,679
営業外収益		
受取利息	0	11
受取配当金	35	92
有価証券売却益	-	72
持分法による投資利益	-	28
投資事業組合関連益	2	2
その他	17	64
営業外収益合計	54	272
営業外費用		
支払利息	104	106
持分法による投資損失	85	-
為替差損	58	14
固定資産除却損	-	40
投資事業組合関連費	23	134
その他	37	8
営業外費用合計	309	305
経常利益	3,360	7,646
特別損失		
投資有価証券評価損	9,532	2,272
特別損失合計	9,532	2,272
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	6,172	5,373
法人税、住民税及び事業税	1,627	460
法人税等還付税額	-	491
法人税等調整額	3,993	2,282
法人税等合計	2,366	2,251
当期純利益又は当期純損失( )	3,806	3,122

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第39期連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第40期連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	3,776	3,776
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,776	3,776
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	4,648	4,648
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,648	4,648
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	52,760	48,007
当期変動額		
剰余金の配当	947	947
当期純利益又は当期純損失( )	3,806	3,122
当期変動額合計	4,753	2,175
当期末残高	48,007	50,182
<b>自己株式</b>		
前期末残高	0	0
当期変動額		
自己株式の取得	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	0	0
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	61,185	56,431
当期変動額		
剰余金の配当	947	947
当期純利益又は当期純損失( )	3,806	3,122
自己株式の取得	0	-
当期変動額合計	4,753	2,175
当期末残高	56,431	58,606

	第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	620	144
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	476	1,269
当期変動額合計	476	1,269
当期末残高	144	1,414
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	206	188
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	394	208
当期変動額合計	394	208
当期末残高	188	20
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	-	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	1
当期変動額合計	0	1
当期末残高	0	1
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	827	43
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	870	1,476
当期変動額合計	870	1,476
当期末残高	43	1,433
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	62,012	56,387
当期変動額		
剰余金の配当	947	947
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,806	3,122
自己株式の取得	0	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	870	1,476
当期変動額合計	5,624	3,651
当期末残高	56,387	60,039

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	第39期連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第40期連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	6,172	5,373
減価償却費	2,735	3,433
貸倒引当金の増減額( は減少)	3,933	4,680
退職給付引当金の増減額( は減少)	310	391
賃貸資産処分損益( は益)	617	1,193
有価証券売却損益( は益)	-	72
投資有価証券売却損益( は益)	-	448
投資有価証券評価損益( は益)	9,532	2,272
受取利息及び受取配当金	35	103
資金原価及び支払利息	8,022	6,025
為替差損益( は益)	701	176
デリバティブ評価損益( は益)	2,998	1,882
持分法による投資損益( は益)	85	28
賃貸資産の取得による支出	6,964	2,553
賃貸資産の売却による収入	744	2,381
割賦債権の増減額( は増加)	1,993	5,655
リース債権及びリース投資資産の増減額( は増加)	60,725	21,360
営業貸付金の増減額( は増加)	6,030	27,982
売上債権の増減額( は増加)	364	1,440
仕入債務の増減額( は減少)	7,147	9,871
未払消費税等の増減額( は減少)	819	196
その他	1,023	2,337
小計	61,632	7,456
利息及び配当金の受取額	649	102
利息の支払額	7,846	5,904
法人税等の支払額	3,042	529
法人税等の還付額	-	563
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,393	1,688
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の売却による収入	-	222
有価証券の償還による収入	-	6,155
社用資産の取得による支出	858	1,642
投資有価証券の取得による支出	23,354	5,487
投資有価証券の売却による収入	-	4,209
投資有価証券の償還による収入	2,104	1,704
その他	204	46
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,312	5,207

	第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	43,289	32,169
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	62,000	2,000
長期借入れによる収入	180,389	128,077
長期借入金の返済による支出	165,716	96,122
債権流動化による収入	15,000	-
債権流動化の返済による支出	-	8,210
社債の償還による支出	24,000	-
自己株式の取得による支出	0	-
配当金の支払額	947	947
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>13,985</b>	<b>7,373</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,294	6
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>11,801</b>	<b>470</b>
現金及び現金同等物の期首残高	13,201	25,003
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>25,003</b>	<b>24,532</b>

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 2社 (2) 連結子会社の名称 NLアセットサービス株式会社 TEAM Cignus Limited TEAM Cignus Limitedは、新規設立出資により当連結会計年度より連結子会社となりました。	(1) 連結子会社の数 2社 (2) 連結子会社の名称 NLアセットサービス株式会社 TEAM Cignus Limited
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社数 1社 (2) 関連会社の名称 リポートテクノロジーサービス株式会社 リポートテクノロジーサービス株式会社は、新規設立出資により当連結会計年度より持分法適用の関連会社となりました。	(1) 持分法適用の関連会社数 1社 (2) 関連会社の名称 リポートテクノロジーサービス株式会社
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法  (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	有価証券 a 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) b その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法 デリバティブ 時価法 有形固定資産 a 賃貸資産 リース資産 リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法を採用しております。 b 社用資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 5～6年	有価証券 a 満期保有目的の債券 同左 b その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 有形固定資産 a 賃貸資産 同左  b 社用資産 同左

項目	第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(3) 重要な繰延資産の処理方法	<p>無形固定資産</p> <p>a 賃貸資産 リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法を採用しております。</p> <p>b その他の無形固定資産 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>社債発行費 社債発行費は、支出時に全額費用として計上しております。</p>	<p>無形固定資産</p> <p>a 賃貸資産 同左</p> <p>b その他の無形固定資産 同左</p> <p>社債発行費 同左</p>
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異についてはその発生時の翌連結会計年度に、過去勤務債務については、発生連結会計年度にそれぞれ全額一括して費用処理しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賃貸資産処分損引当金 リース契約の解約等により、賃貸資産の処分損失の発生が見込まれるものについては、必要と認められる損失見込額を計上しております。 退職給付引当金 同左</p>
(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産・負債・収益及び費用は、在外子会社の連結決算日の直物為替相場により円換算しております。また換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p>	<p>同左</p>
(6) 重要な収益及び費用の計上基準	<p>ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準 リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>	<p>ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準 同左</p>



項目	第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(7) 重要なヘッジ会計の方法	<p>割賦販売取引の割賦売上高及び割賦原価の計上方法 割賦販売契約時に、物件購入価額(元本相当額)を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高と割賦原価の差額(粗利益相当額)を売上高に計上しております。</p> <p>金融費用の計上方法 金融費用は、営業収益に対応する金融費用とその他の金融費用に区分計上することとしております。その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として、営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しております。なお、資金原価は、営業資産にかかわる金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。</p> <p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...借入金等の有利子負債 ヘッジ方針 当社の主たる営業資産はリース取引を中心とした固定金利での資産であるのに対し、調達は主に変動金利での借入であるため、現在及び将来の獲得利鞘が変動するリスクをヘッジするためにデリバティブ取引を利用しております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時点から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動累計額と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動累計額を計算し、両者の比率が一定範囲付近にあることを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>割賦販売取引の割賦売上高及び割賦原価の計上方法 同左</p> <p>金融費用の計上方法 同左</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

項目	第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	営業貸付債権の計上方法 営業目的の金融収益を得る為に実行する貸付金、ファクタリング等を計上しております。 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	営業貸付債権の計上方法 同左  消費税等の会計処理 同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は手許現金、随時引き出し可能な預金、預け金及び容易に換金可能で、且つ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。	同左

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>ただし、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、貸主としては会計基準適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しており、また当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。一方借主としては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方によった場合に比べて、固定資産より流動資産へ504,394百万円計上され、営業利益及び経常利益はそれぞれ1,666百万円増加し、税金等調整前当期純損失は同額減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、有価証券は105百万円、投資有価証券は1,393百万円、流動負債の繰延税金負債は42百万円、固定負債の繰延税金負債は564百万円、その他有価証券評価差額は891百万円増加しております。</p> <p>(退職給付に係る会計基準の一部改正(その3)の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

## 【表示方法の変更】

第39期連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第40期連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1 リース取引に関する会計基準等の適用により、前連結会計年度において「リース資産(純額)」及び「リース資産」と表示しておりましたが、当連結会計年度においては「賃貸資産」に変更して表示しております。</p> <p>2 連結財務諸表規則の改正により、前連結会計年度において「破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権」に該当するものとして表示していた「固定化営業債権」を、当連結会計年度においては「破産更生債権等」に変更して表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1 営業活動によるキャッシュ・フローの「為替差損益」は、前期は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>2 営業活動によるキャッシュ・フローの「デリバティブ評価損益」は、前期は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p>	

## 【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

第39期連結会計年度 (平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>1 リース・割賦販売契約等に基づく預り手形</p> <p>リース契約に基づく預り手形 1,583百万円</p> <p>割賦販売契約に基づく預り手形 2,505百万円</p> <p>金銭消費貸借契約に基づく預り手形 5,038百万円</p> <p>計 9,127百万円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p>貸貸資産の減価償却累計額 68,093百万円</p> <p>社用資産の減価償却累計額 2,582百万円</p> <p>3 貸出コミットメント</p> <p>(1) 借手側</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため32金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。</p> <p>当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額 216,300百万円</p> <p>借入実行残高 34,000百万円</p> <p>差引額 182,300百万円</p> <p>(2) 貸手側</p> <p>当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額 7,302百万円</p> <p>貸出実行残高 4,218百万円</p> <p>差引額 3,083百万円</p> <p>4 負債の部に記載していない保証債務 32百万円</p> <p>株式会社三井住友銀行に対して従業員が行っている住宅ローン借入に対し、債務保証を行っております。</p> <p>5 債権流動化に伴う支払債務は、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」に基づく資金調達であります。なお、この法律に基づき譲渡したリース契約債権残高は、次のとおりであります。</p> <p>リース契約債権残高 19,836百万円</p>	<p>1 リース・割賦販売契約等に基づく預り手形</p> <p>リース契約に基づく預り手形 1,257百万円</p> <p>割賦販売契約に基づく預り手形 2,269百万円</p> <p>金銭消費貸借契約に基づく預り手形 9,038百万円</p> <p>計 12,566百万円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p>貸貸資産の減価償却累計額 46,102百万円</p> <p>社用資産の減価償却累計額 2,699百万円</p> <p>3 貸出コミットメント</p> <p>(1) 借手側</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため 60金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。</p> <p>当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額 238,900百万円</p> <p>借入実行残高 百万円</p> <p>差引額 238,900百万円</p> <p>(2) 貸手側</p> <p>当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額 8,660百万円</p> <p>貸出実行残高 6,380百万円</p> <p>差引額 2,279百万円</p> <p>4 偶発債務</p> <p>従業員住宅ローンに対する債務 保証残高 30百万円</p> <p>保証業務に係る債務保証残高 98百万円</p> <p>なお、保証業務に係る債務保証残高98百万円については、当社グループ外の株式会社が当該金額の100%を再保証しております。</p> <p>5 債権流動化に伴う支払債務は、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」に基づく資金調達であります。なお、この法律に基づき譲渡したリース契約債権残高は、次のとおりであります。</p> <p>リース契約債権残高 10,607百万円</p>

第39期連結会計年度 (平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>6 セール・アンド・リースバック取引            当社は賃貸資産の一部でセール・アンド・リースバック取引を実施しており、実質的に金銭の貸借であり金融取引として会計処理を行っているものの内容は次のとおりです。            セール・アンド・リースバック取引の対象としている資産の残高</p> <p>流動資産            「リース債権及びリース投資資産」 23,665百万円</p> <p>セール・アンド・リースバック取引により調達した資金の残高</p> <p>固定負債            「長期借入金」 831百万円</p> <p>7 債権の流動化に伴い当連結会計年度末において「リース債権及びリース投資資産」46,002百万円がオフバランスとなっております。            また、債権の流動化に伴い保有している信託受益権は、当連結会計年度末において「投資有価証券」に5,662百万円含めて表示しております。</p>	<p>6 セール・アンド・リースバック取引            当社は賃貸資産の一部でセール・アンド・リースバック取引を実施しており、実質的に金銭の貸借であり金融取引として会計処理を行っているものの内容は次のとおりです。            セール・アンド・リースバック取引の対象としている資産の残高</p> <p>流動資産            「リース債権及びリース投資資産」 16,937百万円</p> <p>セール・アンド・リースバック取引により調達した資金の残高</p> <p>流動負債            「1年内返済予定の長期借入金」 208百万円</p> <p>固定負債            「長期借入金」 396百万円</p> <p>7 債権の流動化に伴い当連結会計年度末において「リース債権及びリース投資資産」28,722百万円がオフバランスとなっております。            また、債権の流動化に伴い保有している信託受益権は、当連結会計年度末において「投資有価証券」に5,001百万円含めて表示しております。</p> <p>8 貸付債権等譲渡予約契約            当社は、当社と当社グループ外の法人1社（以下「当該法人」という）との間で、当該法人の保有する貸付債権（以下「譲渡対象債権」という）を当社が譲り受ける内容の貸付債権等譲渡予約契約を締結しております。本契約により、当該法人が譲渡対象債権の売買に係る予約完結権を行使した場合には、当社が譲渡対象債権を取得する義務を負い、当社は本件予約完結権付与の対価として手数料収入を得ます。            当連結会計年度末の当該譲渡予約相当額は3,985百万円であります。</p> <p>9 流動資産の「その他」に含まれる販売用不動産は27百万円であります。</p> <p>10 関連会社に対するものは次のとおりであります。            投資その他の資産            その他（株式） 43百万円</p>

## (連結損益計算書関係)

第39期連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第40期連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																				
1 資金運用に係るデリバティブ評価損2,998百万円が売上原価に含まれております。	1 資金運用に係るデリバティブ評価益2,369百万円(同売却損益を含む)が売上原価に含まれております。																				
2 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用のおおよその割合は84%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は16%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。	2 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用のおおよその割合は88%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は12%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。																				
<table border="0"> <tr><td>給与手当</td><td>4,084百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,297百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>706百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>1,663百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>5,829百万円</td></tr> </table>	給与手当	4,084百万円	減価償却費	1,297百万円	賃借料	706百万円	業務委託費	1,663百万円	貸倒引当金繰入額	5,829百万円	<table border="0"> <tr><td>給与手当</td><td>4,160百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,321百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>674百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>1,891百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>8,435百万円</td></tr> </table>	給与手当	4,160百万円	減価償却費	1,321百万円	賃借料	674百万円	業務委託費	1,891百万円	貸倒引当金繰入額	8,435百万円
給与手当	4,084百万円																				
減価償却費	1,297百万円																				
賃借料	706百万円																				
業務委託費	1,663百万円																				
貸倒引当金繰入額	5,829百万円																				
給与手当	4,160百万円																				
減価償却費	1,321百万円																				
賃借料	674百万円																				
業務委託費	1,891百万円																				
貸倒引当金繰入額	8,435百万円																				

## (連結株主資本等変動計算書関係)

第39期連結会計年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)						
1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項						
	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)		
発行済株式						
普通株式	21,533			21,533		
合計	21,533			21,533		
自己株式						
普通株式(注)	0	0		0		
合計	0	0		0		
(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。						
2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。						
3 配当に関する事項						
(1) 配当金支払額						
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
平成20年 4月24日 取締役会	普通株式	473	22	平成20年 3月31日	平成20年 6月 6日	
平成20年10月27日 取締役会	普通株式	473	22	平成20年 9月30日	平成20年12月10日	
(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの						
(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 4月28日 取締役会	普通株式	473	利益剰余金	22	平成21年 3月31日	平成21年 6月 8日

## 第40期連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	21,533			21,533
合計	21,533			21,533
自己株式				
普通株式	0			0
合計	0			0

## 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年4月28日 取締役会	普通株式	473	22	平成21年3月31日	平成21年6月8日
平成21年10月27日 取締役会	普通株式	473	22	平成21年9月30日	平成21年12月10日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月18日 取締役会	普通株式	473	利益剰余金	22	平成22年3月31日	平成22年6月1日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係
(百万円)	(百万円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
24,376	24,398
有価証券	その他勘定(流動資産)
499	133
その他勘定(流動資産)	現金及び現金同等物
126	24,532
現金及び現金同等物	
25,003	
(注) 1 その他勘定(流動資産)はCMS(Cash Management Service system)による日本電気株式会社への預け金であります。	(注) その他勘定(流動資産)はCMS(Cash Management Service system)による日本電気株式会社への預け金であります。
2 有価証券は平成21年4月30日償還予定の短期社債になります。	

## (リース取引関係)

第39期連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第40期連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																																
<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>主に器具備品であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法</p> <p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">206</td> <td style="text-align: center;">199</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">213</td> <td style="text-align: center;">204</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">未経過リース料期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">65百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	7	5	1	器具備品	206	199	7	合計	213	204	9	未経過リース料期末残高相当額		1年内	9百万円	1年超	1百万円	合計	10百万円	支払リース料	34百万円	減価償却費相当額	30百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	24百万円	1年超	40百万円	合計	65百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>車両及び運搬具であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法</p> <p>同左</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">未経過リース料期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>(減損損失について)</p> <p>同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">45百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	7	6	0	未経過リース料期末残高相当額		1年内	0百万円	1年超	0百万円	合計	1百万円	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	8百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	21百万円	1年超	23百万円	合計	45百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
車両及び運搬具	7	5	1																																																														
器具備品	206	199	7																																																														
合計	213	204	9																																																														
未経過リース料期末残高相当額																																																																	
1年内	9百万円																																																																
1年超	1百万円																																																																
合計	10百万円																																																																
支払リース料	34百万円																																																																
減価償却費相当額	30百万円																																																																
支払利息相当額	1百万円																																																																
1年内	24百万円																																																																
1年超	40百万円																																																																
合計	65百万円																																																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
車両及び運搬具	7	6	0																																																														
未経過リース料期末残高相当額																																																																	
1年内	0百万円																																																																
1年超	0百万円																																																																
合計	1百万円																																																																
支払リース料	9百万円																																																																
減価償却費相当額	8百万円																																																																
支払利息相当額	0百万円																																																																
1年内	21百万円																																																																
1年超	23百万円																																																																
合計	45百万円																																																																



第39期連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第40期連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																										
<p>1 ファイナンス・リース取引(貸主側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">リース料債権部分</td> <td style="text-align: right;">504,696百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価額部分</td> <td style="text-align: right;">11,848百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">24,826百万円</td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td style="text-align: right;">491,717百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額</p> <p>流動資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">リース債権 (百万円)</th> <th style="width: 35%;">リース投資資産 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: center;">3,972</td> <td style="text-align: center;">178,276</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td style="text-align: center;">3,884</td> <td style="text-align: center;">136,979</td> </tr> <tr> <td>2年超 3年以内</td> <td style="text-align: center;">3,688</td> <td style="text-align: center;">94,591</td> </tr> <tr> <td>3年超 4年以内</td> <td style="text-align: center;">3,367</td> <td style="text-align: center;">57,813</td> </tr> <tr> <td>4年超 5年以内</td> <td style="text-align: center;">1,571</td> <td style="text-align: center;">25,268</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td style="text-align: center;">377</td> <td style="text-align: center;">11,767</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p> <p>(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース取引開始日が、会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しており、また当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。このためリース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べて、税金等調整前当期純損失が12,370百万円増加しております。</p>	リース料債権部分	504,696百万円	見積残存価額部分	11,848百万円	受取利息相当額	24,826百万円	リース投資資産	491,717百万円		リース債権 (百万円)	リース投資資産 (百万円)	1年以内	3,972	178,276	1年超 2年以内	3,884	136,979	2年超 3年以内	3,688	94,591	3年超 4年以内	3,367	57,813	4年超 5年以内	1,571	25,268	5年超	377	11,767	<p>1 ファイナンス・リース取引(貸主側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">リース料債権部分</td> <td style="text-align: right;">478,581百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価額部分</td> <td style="text-align: right;">13,270百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">28,332百万円</td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td style="text-align: right;">463,518百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額</p> <p>流動資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">リース債権 (百万円)</th> <th style="width: 35%;">リース投資資産 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: center;">6,422</td> <td style="text-align: center;">170,654</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td style="text-align: center;">6,189</td> <td style="text-align: center;">129,218</td> </tr> <tr> <td>2年超 3年以内</td> <td style="text-align: center;">5,807</td> <td style="text-align: center;">91,779</td> </tr> <tr> <td>3年超 4年以内</td> <td style="text-align: center;">3,905</td> <td style="text-align: center;">55,785</td> </tr> <tr> <td>4年超 5年以内</td> <td style="text-align: center;">1,400</td> <td style="text-align: center;">24,220</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td style="text-align: center;">232</td> <td style="text-align: center;">6,923</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について)</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース取引開始日が、会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しており、また当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。このためリース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べて、税金等調整前当期純利益が3,889百万円増加しております。</p>	リース料債権部分	478,581百万円	見積残存価額部分	13,270百万円	受取利息相当額	28,332百万円	リース投資資産	463,518百万円		リース債権 (百万円)	リース投資資産 (百万円)	1年以内	6,422	170,654	1年超 2年以内	6,189	129,218	2年超 3年以内	5,807	91,779	3年超 4年以内	3,905	55,785	4年超 5年以内	1,400	24,220	5年超	232	6,923
リース料債権部分	504,696百万円																																																										
見積残存価額部分	11,848百万円																																																										
受取利息相当額	24,826百万円																																																										
リース投資資産	491,717百万円																																																										
	リース債権 (百万円)	リース投資資産 (百万円)																																																									
1年以内	3,972	178,276																																																									
1年超 2年以内	3,884	136,979																																																									
2年超 3年以内	3,688	94,591																																																									
3年超 4年以内	3,367	57,813																																																									
4年超 5年以内	1,571	25,268																																																									
5年超	377	11,767																																																									
リース料債権部分	478,581百万円																																																										
見積残存価額部分	13,270百万円																																																										
受取利息相当額	28,332百万円																																																										
リース投資資産	463,518百万円																																																										
	リース債権 (百万円)	リース投資資産 (百万円)																																																									
1年以内	6,422	170,654																																																									
1年超 2年以内	6,189	129,218																																																									
2年超 3年以内	5,807	91,779																																																									
3年超 4年以内	3,905	55,785																																																									
4年超 5年以内	1,400	24,220																																																									
5年超	232	6,923																																																									
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">643百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,423百万円</td> </tr> </table>	1年内	643百万円	1年超	2,423百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">658百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,762百万円</td> </tr> </table>	1年内	658百万円	1年超	1,762百万円																																																		
1年内	643百万円																																																										
1年超	2,423百万円																																																										
1年内	658百万円																																																										
1年超	1,762百万円																																																										

## (金融商品関係)

第40期連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、官公庁・自治体や大企業から中小企業までの幅広い顧客層に対して、リース、割賦及び企業融資等のファイナンスサービスを提供しております。また、ファクタリング、決済・代理回収及び債権流動化等のサービスについても行っており、企業をとりまく様々なファイナンスニーズに対応しております。

当社グループの資金調達には営業資産との整合を基本としており、営業資産等の回収にあわせて資金調達を行っております。具体的には、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入れ、社債やコマーシャル・ペーパーの発行並びに債権流動化といった様々な方法で資金調達を行っております。

一般に、当社の主たる営業資産はリースや割賦取引を中心とした固定金利での資産であるのに対し、資金調達は主に変動金利での借入であるため、当社では営業資産及び負債の総合管理(ALM)により、金利変動リスク及び流動性リスクの低減に努めております。

金利変動リスクについては、現在及び将来の獲得利鞘が変動するリスクをヘッジするために金利デリバティブ取引を利用しております。

流動性リスクについては、営業資産と営業負債の期間マッチングを管理するために多様な資金調達に取り組み、リスクの低減を図っております。

また、中長期的な資金運用及び営業目的の純投資の一部には、クレジットデフォルトスワップ等を内包する複合金融商品があります。資金運用に関しては、内包されるデリバティブの特徴を注視しながら、元本償還の安全性を重視し取り組んでおります。

## (2) 金融商品の内容及びリスク

当社グループが保有する営業債権は、主として官公庁・自治体や大企業から中小企業までの幅広い顧客層に対するリース債権及びリース投資資産、割賦債権及び営業貸付金等であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

営業債権の回収は取引開始から終了までの期間が長期にわたることから、景気変動やその他の事由により延滞や倒産等不測の事態を蒙り、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

当社グループは、主にNECグループ企業を対象として、一括ファクタリング取引を行っております。当期の連結決算日現在における営業貸付金残高のうち19.4%がNECグループ企業に対する一括ファクタリング取引によるものであります。

また、投資有価証券は、主に株式、債券、信託受益権及び匿名組合出資であり、営業目的のものに加え、営業施策上の必要性から保有しているものもあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動に係るリスクに晒されております。

なお、その他有価証券には、中長期的な資金運用及び営業目的の純投資を目的としたクレジットデフォルトスワップ等を内包する複合金融商品2,472百万円が含まれており、市場リスク及び信用リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合等、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結する等の緊急時の流動性確保の手段につとめております。

また、当社グループでは変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクを回避しております。

当社の利用しているデリバティブ取引としては、金利関連では金利スワップ取引があり、資金運用関連では複合金融商品に内包されるクレジットデフォルトスワップ等があります。

一般に、当社の利用しているデリバティブ取引は、市場リスクと信用リスクを有しております。当社がALMの一環で主に利用している固定金利支払と変動金利受取の金利スワップは、固定金利での営業資産の範囲内で、変動金利での調達金利を固定化するためのものであるため、デリバティブ取引が本来もつ市場リスクとヘッジ対象の価値とが逆方向に働くことにより市場リスクが相殺されます。

従って、当社の利用目的に鑑みて、デリバティブ取引の市場リスクによる損益が会社全体の損益に重大な影響を与えることはありません。また、デリバティブ取引の契約の相手先は国内の主要大手金融機関であり、相手先の契約不履行による損失発生の可能性は僅少です。

また、資金運用を目的とした複合金融商品にはクレジットデフォルトスワップが内包されており、受取クーポンの変動や資金運用商品の価格変動などの市況の影響を受ける市場リスクやデフォルトの発生といったクレジットイベントにより資金運用商品の元本を毀損する信用リス

クを主に有しておりますが、当社においては、クレジットデフォルトスワップの水準を日々モニタリングするなどのリスク管理をしております。

当社は金利スワップ取引をヘッジ手段として、借入金等の有利子負債に関わる変動リスクに対してヘッジ会計を行っており、その内容は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（7）重要なヘッジ会計の方法に記載のとおりであります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスクの管理

当社は、営業に関する取引について、取引審査規程及び不良債権管理規程に従って体制を整備し運営しております。

取組時は個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、成約条件の設定を行っております。

途上の与信管理では、適時ネガティブ情報を入手した際の与信変更を行っております。

延滞や倒産等による債務不履行時は対応マニュアルに従い債権保全を図っております。

これらの与信管理は、各営業部のほか審査部及び債権回収部により行われ、また、定期的な経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。

営業目的で保有する有価証券については、定期的に発行体の信用リスクのモニタリングを行い、モニタリング結果を経営会議に報告しております。

デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスクヘッジの実行性を確保するとともに、取引先の義務履行が行われない場合に生じる損失を回避するため、財務部において取引先金融機関の信用リスクを管理しております。

なお、中長期的な資金運用を目的としたクレジットデフォルトスワップを内包する複合金融商品については、当該商品に組み入れられた銘柄に関する個別クレジットデフォルトスワップ・スプレッドの変化、当該銘柄の個別格付の変化及び当該銘柄に関するマーケット情報のモニタリングを行っており、定期的に運用中の中長期商品のクレジット状況を財務部が取締役に報告しております。

大口与信先の信用リスクにつきましては、取引先に大口与信供与額を設定する場合、経営会議へ審議事項として付議することとしております。

また、大口与信先毎に債権残高、社内格付及び与信方針を定期的に取締役会に報告しております。

#### 市場リスクの管理

##### ア．金利変動リスク

当社は、ALMの一環として金利の変動リスクに金利デリバティブ等を用いて管理しております。社内管理規程において、リスクのヘッジ方針、ヘッジ計画の策定及び報告プロセス等について明記しており、取締役会において計画の承認をしております。

また、事業執行会議において、収支の状況、調達・運用状況及びデリバティブ運用状況等のALMの状況を財務部担当執行役員より報告しております。

日常的には財務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っており、少なくとも月に1回、取引実行状況や当面のオペレーション方針を社長に報告し、内容の確認をしております。

##### イ．価格変動リスク

ファイナンス事業部では、営業目的で債券等の有価証券を保有しており、有価証券取引に関する規定に従い取引を行っております。これらの有価証券については、市場環境、財務状況及び市場価格等の継続的なモニタリングを通じてリスクの軽減を図っております。これらのモニタリング情報は経営会議に定期的に報告されております。

一方、財務部で保有している株式は、営業施策上の必要性から保有しているものであり、市場環境、財務状況及び市場価格等の継続的なモニタリングを通じて、リスクの軽減を図っております。これらのモニタリング情報は取締役会に定期的に報告されております。

##### ウ．デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引管理規程に基づいてデリバティブ取引を行っております。同規程には、デリバティブ取引に関する利用の方法の原則及び目的、意思決定の手続き、取引実行の責任体制及び定例的な報告体制等が定められております。

また、デリバティブの運用については、財務部内でディールを行う者（フロントオフィス：取引執行ライン）と管理する者（バックオフィス：事務管理ライン）に分け、相方の業務は兼任させず各々独立して業務を行うことにより、相互の牽制機能を働かせております。

##### 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、社債等の資金調達手段の多様化、取引金融機関からのコミットメントラインの取得並びに市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等によって、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次表には含まれておりません（注2）を参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	24,398	24,398	
(2) 割賦債権 貸倒引当金(*1)	27,796 1,912		
(3) リース債権及びリース投資資産 貸倒引当金(*1)	25,884 486,426 5,866	26,490	606
(*)2	480,560	492,291	11,731
(4) 営業貸付金(*3) 貸倒引当金(*1)	140,984 632		
(5) 賃貸料等未収入金 貸倒引当金(*1)	140,351 21,506 1,182	140,284	67
(6) 有価証券	20,323	20,323	
(7) 未収還付法人税等	3,813	3,813	
(8) 投資有価証券	133	133	
(9) 破産更生債権等 貸倒引当金(*1)	19,888 6,764 5,770	19,888	
	993	993	
資産計	716,347	728,618	12,270
(10) 支払手形	946	946	
(11) 買掛金	10,929	10,929	
(12) 短期借入金	11,636	11,636	
(13) コマーシャル・ペーパー	170,000	170,000	
(14) 未払金	2,371	2,371	
(15) 未払法人税等	34	34	
(16) 預り金	4,800	4,800	
(17) 社債	10,000	10,196	196
(18) 長期借入金 1年内返済予定の長期借入金 長期借入金	83,334 359,187 442,522		
(19) 債権流動化に伴う長期支払債務 債権流動化に伴う支払債務 債権流動化に伴う長期支払債務	5,330 1,460 6,790	442,712	190
負債計	660,032	660,429	397
デリバティブ取引(*3)(*4)	(48)	(48)	

(\*1) 割賦債権、リース債権及びリース投資資産、営業貸付金、賃貸料等未収入金及び破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 連結貸借対照表計上額及び時価には見積残存価額が含まれております。

(\*3) 営業貸付金の貸借対照表計上額1,409億84百万円には、一部の複合金融商品のデリバティブ取引に係るデリバティブ負債167百万円を直接控除して表示しております。また、営業貸付金の時価1,402億84百万円には、当該複合金融商品のデリバティブ取引と貸付金本体の時価の合計214百万円を含めて表示しております。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(5) 貸貸料等未収入金並びに(7) 未収還付法人税等

預金はすべて短期であり、貸貸料等未収入金並びに未収還付法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦債権並びに(3) リース債権及びリース投資資産

これらの時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

また貸倒懸念債権については、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローをリスク・フリーレートにより割り引いた現在価値によっております。

(4) 営業貸付金

営業貸付金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利で短期のものは、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該価額によっておりますが、長期のものは契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを同様の新規取引において想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、一部の営業貸付金の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

また貸倒懸念債権については、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローをリスク・フリーレートにより割り引いた現在価値によっております。

(6) 有価証券並びに(8) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また非上場の優先株式、新株予約権付社債、私募債並びに信託受益権証券等については、合理的に算定された価額によっております。

組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資の時価とみなして計上しております。

(9) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## 負債

(10) 支払手形、(11) 買掛金、(12) 短期借入金、(13) コマーシャル・ペーパー、(14) 未払金、(15) 未払法人税等並びに(16) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(17) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(18) 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、新規の借入において想定される利率により割り引いて時価を算定しております。

(19) 債権流動化に伴う長期支払債務

債権流動化に伴う長期支払債務の時価については、元利金の合計額を新規の資金調達において想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	275

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(8) 投資有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度において、その他有価証券の非上場株式について22億72百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	24,398					
割賦債権(*1)(*2)	10,282	8,108	5,632	3,385	1,263	726
リース債権及びリース投資資産(*1)(*2)	177,076	135,408	97,586	59,691	25,620	7,156
営業貸付金(*2)	73,703	15,938	16,323	8,397	6,585	20,203
賃貸料等未収入金(*2)	21,506					
未収還付法人税等	133					
有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの						
(1) 債券(社債)		484	3,559	400	2,000	966
(2) その他	3,708			4		
合計	310,809	159,939	123,101	71,878	35,468	29,053

(\*1) 償還予定額には受取利息相当額を含めております。

(\*2) 破産更生債権等6,764百万円は償還予定額が見込めないため、上記の表には含めておりません。

## (注4) 社債、長期借入金、債権流動化に伴う長期支払債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債		10,000			
長期借入金	132,115	127,655	58,625	24,611	16,180
債権流動化に伴う長期支払債務	1,460				
合計	133,575	137,655	58,625	24,611	16,180

## (有価証券関係)

第39期連結会計年度(平成21年3月31日現在)

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(注) (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券			
	社債 その他			
	小計			
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券			
	社債	792	780	12
	その他	2,000	1,439	560
	小計	2,792	2,219	573
合計		2,792	2,219	573

(注) 1 当該時価は複合金融商品としてのデリバティブ評価損益を含むものであります。

2 当連結会計年度において、満期保有目的の債券で時価のあるものにつき9,377百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

3 当連結会計年度において、従来満期保有目的としていた債券(連結貸借対照表計上額1,590百万円)をその他有価証券に変更しております。これは、当該債券に関する信用状態の著しい悪化が認められたために変更したものであります。

## 2 その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	591	894	302
	(2) 債券 社債	2,966	2,999	32
	小計	3,558	3,894	335
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	121	105	15
	(2) 債券 社債	975	974	1
	その他	1,590	1,590	
	小計	2,687	2,669	17
合計		6,245	6,563	318

## 3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)



## 4 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
1 満期保有目的の債券	
コマーシャル・ペーパー	499
その他	4
2 その他有価証券	
非上場株式	6,520
信託受益権	2,942
投資事業有限責任組合出資金	5,276
リース債権信託受益権	5,662

(注) 当連結会計年度において、時価評価されていないその他有価証券につき、155百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

## 5 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1 債券				
(1) 社債	3,850	500	1,000	
(2) その他		3,004	10,000	2,000
2 その他	4,065	3,708		
合計	7,915	7,213	11,000	2,000

## 第40期連結会計年度(平成22年3月31日現在)

## 1 その他有価証券

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,677	7,129	2,451
	(2) 債券			
	社債	4,410	4,726	315
	(3) その他	3,713	3,818	105
	小計	12,801	15,674	2,873
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 債券			
	社債	2,000	1,988	11
	その他	1,000	639	360
	(2) その他	5,883	5,399	484
	小計	8,883	8,027	856
合計		21,685	23,702	2,016

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額275百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損失(百万円)
仕組債	2,000	1,340	660
売却理由	経済合理性の観点より、保有意義が薄れたため。		

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	40	7	2
(2) 債券			
その他	3,051	835	556
合計	3,092	843	558

4 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度において、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、残り全ての満期保有目的の債券4百万円について保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

5 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券(その他有価証券で時価のない株式)2,272百万円の減損処理を行っております。

なお、時価のない株式の減損処理にあたっては、期末における株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性があると思われる場合を除き、減損処理を行っております。

## (デリバティブ取引関係)

第39期連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 1 取引の状況に関する事項

第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1 取引の状況に関する事項	
(1) 取引の内容	<p>当社の利用しているデリバティブ取引は、金利関連で金利スワップ取引、及び資金運用に関わる複合金融商品に内包されるクレジットデフォルトスワップ及び為替参照デリバティブであります。</p>
(2) 取引に対する取組方針及び利用目的	<p>当社の主たる営業資産はリース取引を中心とした固定金利での資産であるのに対し、調達には主に変動金利での借入であるため、現在及び将来の獲得利鞘が変動するリスクをヘッジするために金利デリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。なお、当社は金利デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っており、その内容は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(8)重要なヘッジ会計の方法に記載のとおりであります。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...借入金等の有利子負債</p> <p>クレジットデフォルトスワップや為替参照デリバティブについては、資金運用に関わる複合金融商品に内包された取引であります。なお、資金運用に関しては複合金融商品に内包されるデリバティブの特徴を注視しながら、元本償還の安全性を重視し取組んでおります。</p>
(3) 取引に係るリスクの内容	<p>一般に、当社の利用しているデリバティブ取引は、市場リスクと信用リスクを有しております。当社が主に利用している固定金利支払・変動金利受取の金利スワップは、固定金利での営業資産の範囲内で、変動金利での調達金利を固定化するためのものであるため、デリバティブ取引が本来もつ市場リスクとヘッジ対象の価値とが逆方向に動くことにより市場リスクは相殺されます。従って、当社の利用目的に鑑みて、デリバティブ取引の市場リスクによる損益が会社全体の損益に重大な影響を与えることはありません。また、デリバティブ取引の契約の相手先は国内の主要大手金融機関であり、相手先の契約不履行による損失発生の可能性は僅少です。</p> <p>資金運用に関わるクレジットデフォルトスワップや為替参照デリバティブについては、主に市場リスク(為替相場、クレジットデフォルトスワップ等)及び信用リスク(クレジットデフォルトスワップ)を有しております。市場リスクについては為替相場やクレジットデフォルトスワップ市場の変動により受取クーポンが変動したり、資金運用商品自体の価格が変動したりします。</p> <p>なお、信用リスクについてはクレジットデフォルトスワップのデフォルトにより資金運用商品の元本を毀損するリスクはありますが、クレジットデフォルトスワップの水準等をモニターしております。</p>
(4) 取引に係るリスク管理体制	<p>当社では、社内管理規程に基づいてデリバティブ取引を行っております。同規程には、デリバティブ取引に関する利用方法の原則及び目的、意思決定の手続、取引実行の責任体制、定例的な報告体制等が定められております。また、デリバティブの実行については、財務部において取引執行者と事務管理者を配置し内部牽制機能を働かせております。</p>

## 2 取引の時価等に関する事項

金利関連

第39期連結会計年度(平成21年3月31日)	
全てのデリバティブ取引についてヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。	

## 複合金融商品関連

区分	種類	第39期連結会計年度(平成21年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	クレジット・デ フォルト・ス ワップ等	7,000		3,650	3,349
合計		7,000		3,650	3,349
		(注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。 2 クレジット・デフォルト・スワップについては、複合金融商品の組 込デリバティブであります。 3 上記取引に関しては時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に 計上しております。			

## 第40期連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 複合金融商品関連

区分	種類	第40期連結会計年度(平成22年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	クレジット・デ フォルト・ス ワップ	3,000	3,000	2,472	527
合計		3,000	3,000	2,472	527
		(注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。 2 クレジット・デフォルト・スワップについては、複合金融商品の組 込デリバティブであります。 3 上記取引に関しては時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に 計上しております。			

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	第40期連結会計年度(平成22年3月31日)		
			契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
繰延ヘッジ処理	金利スワップ取引 変動受取・固定 支払	借入金	349,162	217,296	48
合計			349,162	217,296	48

## (注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

第39期連結会計年度 (平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>当社は、確定給付企業年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、退職一時金制度を設けておりません。</p> <p>企業年金基金は平成15年12月に設立されたNEC企業年金に加入しており、キャッシュバランスプランを導入しております。</p> <p>また、当社は平成19年4月に確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。</p> <p>なお、確定拠出年金制度へ移行したことによる過去勤務債務の発生はありません。</p>	同左

## 2 退職給付債務に関する事項

	第39期連結会計年度 (平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (平成22年3月31日)
イ 退職給付債務(百万円)	2,606	2,760
ロ 年金資産(百万円)	1,151	1,475
ハ 未積立退職給付債務(百万円)(イ+ロ)	1,454	1,284
ニ 未認識数理計算上の差異(百万円)	355	206
ホ 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)		
ヘ 連結貸借対照表計上額純額(百万円) (ハ+ニ+ホ)	1,099	1,491
ト 前払年金費用(百万円)		
チ 退職給付引当金(百万円)(ヘ-ト)	1,099	1,491

## 3 退職給付費用に関する事項

	第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
イ 勤務費用(百万円)	138	149
ロ 利息費用(百万円)	62	65
ハ 期待運用収益(百万円)	35	28
ニ 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	281	355
ホ 過去勤務債務の費用処理額(百万円)		
ヘ その他(百万円)	31	33
ト 退職給付費用(百万円) (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	477	574

## 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第39期連結会計年度 (平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (平成22年3月31日)
イ 退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準及び 期間定額基準	同左
ロ 割引率	2.5%	2.5%
ハ 期待運用収益率	2.5%	2.5%
ニ 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括費用処理	同左
ホ 数理計算上の差異の処理年数	発生翌年度に一括費用処理	同左

## (税効果会計関係)

第39期連結会計年度 (平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (平成22年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
減価償却超過額 905	減価償却超過額 311
退職給付引当金 445	退職給付引当金 603
貸倒引当金 1,369	貸倒引当金 2,964
賞与引当金 230	賞与引当金 233
投資有価証券評価損 3,797	投資有価証券評価損 930
その他 1,978	その他 1,371
繰延税金資産の総額 8,727	繰延税金資産の小計 6,414
(繰延税金負債)	評価性引当額 79
その他有価証券評価差額金 98	繰延税金資産の合計 6,334
繰延税金負債の総額 98	(繰延税金負債)
繰延税金資産の純額 8,628	その他有価証券評価差額金 962
	その他 32
	繰延税金負債の総額 994
	繰延税金資産の純額 5,339
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異につきましては、法定実効税率の100分の5以下であるため、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳の記載は省略しております。	2 同左

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

第39期連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	賃貸事業 (百万円)	営業貸付事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	241,073	3,386	16,534	260,995		260,995
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	241,073	3,386	16,534	260,995		260,995
営業費用	235,945	4,155	15,872	255,973	1,406	257,379
営業利益	5,128	768	662	5,021	1,406	3,615
資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	533,692	148,284	15,031	697,008	57,117	754,125
減価償却費	2,209	266	149	2,625	109	2,735
資本的支出	7,793	127	71	7,992	52	8,044

(注) 1 事業の区分は、主たる営業取引の種類により区分しております。

2 各事業区分の主要品目は以下のとおりであります。

賃貸事業.....情報・事務用機器、産業・土木・建設機械等の賃貸(リース、レンタル)業務等

営業貸付事業.....金銭の貸付、ファクタリング、割賦販売業務等

その他の事業.....物品売買、賃貸取引の満了・中途解約に伴う物件売却、保守料の回収代行業務等

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,406百万円であり、その主なものは当社の販売費及び一般管理費のうち管理部門(総務、人事、経理等)に係る費用であります。

4 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は57,117百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)等であります。

5 資本的支出には、長期前払費用が含まれております。

6 会計処理の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の賃貸事業の営業利益が1,666百万円増加しております。

## 第40期連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	賃貸事業 (百万円)	営業貸付事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	217,390	3,843	16,145	237,378		237,378
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	217,390	3,843	16,145	237,378		237,378
営業費用	211,966	3,580	12,761	228,309	1,390	229,699
営業利益	5,423	262	3,383	9,069	1,390	7,679
資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	509,596	177,694	13,804	701,095	40,157	741,252
減価償却費	3,004	201	132	3,338	94	3,433
資本的支出	3,375	259	170	3,804	121	3,926

- (注) 1 事業の区分は、主たる営業取引の種類により区分しております。  
2 各事業区分の主要品目は以下のとおりであります。  
賃貸事業.....情報・事務用機器、産業・土木・建設機械等の賃貸(リース、レンタル)業務等  
営業貸付事業.....金銭の貸付、ファクタリング、割賦販売業務等  
その他の事業.....物品売買、賃貸取引の満了・中途解約に伴う物件売却、保守料の回収代行業務等  
3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,390百万円であり、その主なものは  
当社の販売費及び一般管理費のうち管理部門(総務、人事、経理等)に係る費用であります。  
4 資本的支出には、長期前払費用が含まれております。

## 【所在地別セグメント情報】

第39期連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び第40期連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

## 【海外売上高】

第39期連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び第40期連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。



【関連当事者情報】

第39期連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	日本電気株式会社	東京都港区	337,939	コンピュータ、通信機器、ソフトウェア等の製造を含むICTネットワークソリューション事業	(被所有)直接37.7	有	ファクタリング	ファクタリング	17,541	営業貸付金	3,849
							リース物件の仕入	賃貸資産購入高	67,826	買掛金	14,840

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	埼玉日本電気株式会社	埼玉県児玉郡	200	通信機器及び部品の製造販売		無	ファクタリング	ファクタリング	14,615	営業貸付金	3,250
	NECネットワークソリューションズ株式会社	東京都港区	815	システム・インテグレーション、アウトソーシング、ソフトウェアの開発及びコンピュータの販売		無	リース物件の仕入	賃貸資産購入高	9,009	買掛金	1,737
	NECワイヤレスネットワークス株式会社	福島県福島市	400	通信機器及び部品の製造販売		無	ファクタリング	ファクタリング	8,131	営業貸付金	1,468

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、営業貸付金を除く期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・ファクタリング取引については、市場実勢に基づく見積りを提出のうえ、契約を受注しており、一般的取引と同様の条件によっております。
- ・賃貸資産の購入については、顧客と上記会社との間で決定された価格によっております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

第40期連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社	日本電気 株式会社	東京都 港区	397,199	コンピュータ、 通信機器、ソフト ウェア等の製 造を含むICT ネットワークソ リューション事 業	(被所有) 直接 37.7	有	ファクタ リング	ファクタ リング	12,926	営業貸付 金	3,273
							リース物 件の仕入	賃貸資産購 入高	57,467	買掛金	5,451

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係  
会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	埼玉日本 電気株式 会社	埼玉県 児玉郡	200	通信機器及び部 品の製造販売		無	ファクタ リング	ファクタ リング	10,490	営業貸付 金	1,865

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、営業貸付金を除く期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・ファクタリング取引については、市場実勢に基づく見積りを提出のうえ、契約を受注しており、一般的取引と同様の条件によっております。
- ・賃貸資産の購入については、顧客と上記会社との間で決定された価格によっております。

## (1株当たり情報)

第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,618.67円	1株当たり純資産額	2,788.25円
1株当たり当期純損失金額	176.75円	1株当たり当期純利益金額	145.01円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( ) (百万円)	3,806	3,122
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失( ) (百万円)	3,806	3,122
期中平均株式数(千株)	21,533	21,533

## (重要な後発事象)

第39期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第40期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>当社は、平成22年3月30日開催の取締役会において、国内普通社債の発行について決議いたしました。この決議に基づき、以下の社債の発行を実施しております。</p> <p>名称 第2回無担保社債</p> <p>発行年月日 平成22年6月15日</p> <p>発行総額 15,000百万円</p> <p>発行価額 金額100円につき金100円</p> <p>利率 年1.18%</p> <p>償還期限 平成27年6月15日</p> <p>償還条件 満期一括償還</p> <p>資金の用途 設備資金(賃貸資産購入資金を含む)</p>

## 【四半期連結財務諸表】

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	第41期 第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	第40期 連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	17,831	24,398
割賦債権	1 26,392	1 27,796
リース債権及びリース投資資産	1, 4, 5 464,037	1, 4, 5 486,426
営業貸付金	1 142,394	1 141,151
賃貸料等未収入金	21,671	21,506
その他	8,991	7 11,481
貸倒引当金	11,288	9,593
流動資産合計	670,029	703,167
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産	2 7,820	2 8,263
賃貸資産処分損引当金	232	274
社用資産	2 382	2 404
有形固定資産合計	7,970	8,393
無形固定資産		
賃貸資産	342	277
その他	4,142	3,572
無形固定資産合計	4,485	3,849
投資その他の資産		
投資有価証券	18,094	20,163
その他	11,612	11,448
貸倒引当金	5,995	5,770
投資その他の資産合計	23,711	25,841
固定資産合計	36,167	38,085
資産合計	706,197	741,252

	第41期 第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	第40期 連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	961	946
買掛金	5,254	10,929
短期借入金	13,457	11,636
1年内返済予定の長期借入金	5 89,973	5 83,334
コマーシャル・ペーパー	110,000	170,000
債権流動化に伴う支払債務	4 4,570	4 5,330
未払法人税等	672	34
その他	29,946	19,967
流動負債合計	254,835	302,178
固定負債		
社債	25,000	10,000
長期借入金	5 356,991	5 359,187
債権流動化に伴う長期支払債務	4 610	4 1,460
退職給付引当金	1,450	1,491
その他	7,460	6,895
固定負債合計	391,512	379,034
負債合計	646,348	681,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,776	3,776
資本剰余金	4,648	4,648
利益剰余金	51,022	50,182
自己株式	0	0
株主資本合計	59,447	58,606
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	441	1,414
繰延ヘッジ損益	35	20
為替換算調整勘定	4	1
評価・換算差額等合計	401	1,433
純資産合計	59,849	60,039
負債純資産合計	706,197	741,252

【四半期連結損益計算書】  
第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	第40期 第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第41期 第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	59,405	58,899
売上原価	51,593	51,736
売上総利益	7,812	7,162
販売費及び一般管理費	4,753	4,857
営業利益	3,058	2,305
営業外収益		
受取利息	3	14
受取配当金	18	17
有価証券売却益	72	-
投資有価証券売却益	-	27
持分法による投資利益	-	4
その他	12	8
営業外収益合計	106	72
営業外費用		
支払利息	25	31
投資有価証券売却損	-	10
持分法による投資損失	2	-
為替差損	-	20
固定資産除却損	36	0
その他	1	3
営業外費用合計	66	66
経常利益	3,098	2,310
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	77
特別損失合計	-	77
税金等調整前四半期純利益	3,098	2,233
法人税、住民税及び事業税	1,102	653
法人税等調整額	180	266
法人税等合計	1,282	919
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,314
少数株主利益	-	-
四半期純利益	1,816	1,314

## 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	第40期 第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第41期 第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	3,098	2,233
減価償却費	933	813
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,114	1,919
退職給付引当金の増減額（は減少）	98	41
賃貸資産処分損益（は益）	82	112
有価証券売却損益（は益）	72	-
投資有価証券売却損益（は益）	-	16
受取利息及び受取配当金	18	32
資金原価及び支払利息	1,584	1,534
為替差損益（は益）	96	269
デリバティブ評価損益（は益）	1,743	129
持分法による投資損益（は益）	2	4
賃貸資産の取得による支出	1,527	485
賃貸資産の売却による収入	824	589
割賦債権の増減額（は増加）	1,950	1,403
リース債権及びリース投資資産の増減額（は増加）	10,352	22,389
営業貸付金の増減額（は増加）	867	1,243
売上債権の増減額（は増加）	948	164
仕入債務の増減額（は減少）	16,671	5,804
未払消費税等の増減額（は減少）	974	1,360
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	77
その他	1,879	8,082
小計	1,238	32,099
利息及び配当金の受取額	163	105
利息の支払額	1,232	1,127
法人税等の支払額	6	6
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,313	31,070
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の売却による収入	222	-
有価証券の償還による収入	2,923	3,708
社用資産の取得による支出	61	874
投資有価証券の取得による支出	472	37
投資有価証券の売却による収入	-	68
投資有価証券の償還による収入	-	36
その他	9	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,620	2,919

	第40期 第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第41期 第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	27,770	1,942
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	18,000	60,000
長期借入れによる収入	6,800	9,300
長期借入金の返済による支出	9,780	4,672
債権流動化の返済による支出	2,220	1,610
社債の発行による収入	-	15,000
配当金の支払額	473	473
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>15,443</b>	<b>40,513</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	124	39
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>15,011</b>	<b>6,563</b>
現金及び現金同等物の期首残高	25,003	24,532
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>9,991</b>	<b>17,969</b>



## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	第41期第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は1百万円、税金等調整前四半期純利益は78百万円それぞれ減少しております。

## 【表示方法の変更】

第41期第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

## 【簡便な会計処理】

項目	第41期第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一般債権の貸倒見積高の算定に関しては、前連結会計年度末の貸倒実績率等を合理的な方法により補正して貸倒見積高を算定しております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

第41期第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

第41期第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	第40期連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 リース・割賦販売契約等に基づく預り手形</p> <p>リース契約に基づく預り手形 1,390百万円</p> <p>割賦販売契約に基づく預り手形 2,220百万円</p> <p>金銭消費貸借契約に基づく預り手形 4,072百万円</p> <p style="text-align: right;">計 7,683百万円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p>賃貸資産の減価償却累計額 45,083百万円</p> <p>社用資産の減価償却累計額 2,709百万円</p> <p>3 偶発債務</p> <p>保証業務に係る債務保証残高 100百万円</p> <p>なお、保証業務に係る債務保証残高100百万円については、当社グループ外の株式会社が当該金額の100%を再保証しております。</p> <p>4 債権流動化に伴う支払債務は、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」に基づく資金調達であります。なお、この法律に基づき譲渡したリース契約債権残高は、次のとおりであります。</p> <p>リース契約債権残高 8,799百万円</p> <p>5 セール・アンド・リースバック取引</p> <p>当社は賃貸資産の一部でセール・アンド・リースバック取引を実施しており、実質的に金銭の貸借であり金融取引として会計処理を行っているもの内容は次のとおりです。</p> <p>セール・アンド・リースバック取引の対象としている資産の残高</p> <p>流動資産</p> <p>「リース債権及びリース投資資産」 15,405百万円</p> <p>セール・アンド・リースバック取引により調達した資金の残高</p> <p>流動負債</p> <p>「1年内返済予定の長期借入金」 196百万円</p> <p>固定負債</p> <p>「長期借入金」 327百万円</p>	<p>1 リース・割賦販売契約等に基づく預り手形</p> <p>リース契約に基づく預り手形 1,257百万円</p> <p>割賦販売契約に基づく預り手形 2,269百万円</p> <p>金銭消費貸借契約に基づく預り手形 9,038百万円</p> <p style="text-align: right;">計 12,566百万円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p>賃貸資産の減価償却累計額 46,102百万円</p> <p>社用資産の減価償却累計額 2,699百万円</p> <p>3 偶発債務</p> <p>保証業務に係る債務保証残高 98百万円</p> <p>なお、保証業務に係る債務保証残高98百万円については、当社グループ外の株式会社が当該金額の100%を再保証しております。</p> <p>4 債権流動化に伴う支払債務は、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」に基づく資金調達であります。なお、この法律に基づき譲渡したリース契約債権残高は、次のとおりであります。</p> <p>リース契約債権残高 10,607百万円</p> <p>5 セール・アンド・リースバック取引</p> <p>当社は賃貸資産の一部でセール・アンド・リースバック取引を実施しており、実質的に金銭の貸借であり金融取引として会計処理を行っているもの内容は次のとおりです。</p> <p>セール・アンド・リースバック取引の対象としている資産の残高</p> <p>流動資産</p> <p>「リース債権及びリース投資資産」 16,937百万円</p> <p>セール・アンド・リースバック取引により調達した資金の残高</p> <p>流動負債</p> <p>「1年内返済予定の長期借入金」 208百万円</p> <p>固定負債</p> <p>「長期借入金」 396百万円</p> <p>6 貸付債権等譲渡予約契約</p> <p>当社は、当社と当社グループ外の法人1社（以下「当該法人」という）との間で、当該法人の保有する貸付債権（以下「譲渡対象債権」という）を当社が譲り受ける内容の貸付債権等譲渡予約契約を締結しております。本契約により、当該法人が譲渡対象債権の売買に係る予約完結権を行使した場合には、当社が譲渡対象債権を取得する義務を負い、当社は本件予約完結権付与の対価として手数料収入を得ます。</p> <p>当連結会計年度末の当該譲渡予約相当額は3,985百万円であります。</p> <p>7 流動資産の「その他」に含まれる販売用不動産は27百万円であります。</p>

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第1四半期連結累計期間

第40期第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第41期第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額 額は次のとおりであります。 給与手当 1,000百万円 貸倒引当金繰入額 1,924百万円	販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額 額は次のとおりであります。 給与手当 1,034百万円 貸倒引当金繰入額 2,325百万円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第40期第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第41期第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) 現金及び預金 9,857百万円 その他(流動資産) 133百万円 現金及び現金同等物 9,991百万円 (注)その他(流動資産)はCMS(Cash Management Service system)による日本電気株式会社への預け 金であります。	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) 現金及び預金 17,831百万円 その他(流動資産) 137百万円 現金及び現金同等物 17,969百万円 (注)その他(流動資産)はCMS(Cash Management Service system)による日本電気株式会社への預け 金であります。

## (株主資本等関係)

第41期第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び第41期第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

## 1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	21,533,400

## 2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	301

## 3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月18日 取締役会	普通株式	473	22	平成22年3月31日	平成22年6月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

## 【事業の種類別セグメント情報】

第40期第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	賃貸事業 (百万円)	営業貸付事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	55,253	989	3,162	59,405	-	59,405
営業利益	1,218	191	2,007	3,417	358	3,058

(注) 1. 事業の区分方法

事業の区分は、主たる営業取引の種類により区分しております。

2. 各区分に属する主要品目

事業区分	主要品目
賃貸事業	情報・事務用機器、産業・土木・建設機械等の賃貸(リース、レンタル)業務等
営業貸付事業	金銭の貸付・ファクタリング、割賦販売業務等
その他の事業	物品売買、賃貸取引の満了・中途解約に伴う物件売却、保守料の回収代行業務等

## 【所在地別セグメント情報】

第40期第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

## 【海外売上高】

第40期第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

## 【セグメント情報】

(追加情報)

第41期第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は官公庁・自治体や大企業から中小企業までの幅広い顧客層に対して、リースや割賦・企業融資などのファイナンスサービスを提供しており、サービスの形態に応じた区分である「賃貸事業」、「営業貸付事業」、「その他の事業」の3つを報告セグメントとしております。

「賃貸事業」は情報・事務用機器、産業・土木・建設機械等の賃貸(リース・レンタル)業務等を行っております。「営業貸付事業」は、金銭の貸付・ファクタリング、割賦販売業務等を行っております。「その他の事業」は、物品売買、賃貸取引の満了・中途解約に伴う物件売却、保守料の回収代行業務等を行っております。

## 2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

第41期第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額(注)	四半期連結損益計算書計上額
	賃貸事業	営業貸付事業	その他の事業	計		
売上高	52,533	1,239	5,126	58,899	-	58,899
セグメント損益	2,364	478	779	2,666	360	2,305

(注)調整額 360百万円は、セグメント損益と四半期連結損益計算書の営業利益との差額であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(金融商品関係)

第41期第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

以下の科目は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。なお時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次表の投資有価証券には含まれておりません(注3)を参照)。

(単位:百万円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
流動資産 その他(有価証券)	503	503	-	(注1)
投資有価証券	17,870	17,870	-	(注1)
コマーシャル・ペーパー	110,000	110,000	-	(注2)

(注)1.これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また非上場の優先株式、新株予約権付社債、私募債並びに信託受益権証券等については、合理的に算定された価額によっております。

組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資の時価とみなして計上しております。

2.コマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	四半期連結貸借対照表計上額
非上場株式	223

(有価証券関係)

第41期第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:百万円)

区分	取得原価	四半期連結貸借対照表計上額	差額
株式	4,677	5,554	877
債券			
社債	6,410	6,562	151
その他	1,000	681	318
その他	5,887	5,575	312
計	17,975	18,374	398

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

第41期第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	第40期連結会計年度末 (平成22年3月31日)
2,779.40円	2,788.25円

## 2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

## 第1四半期連結累計期間

第40期第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第41期第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 84.34円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1株当たり四半期純利益金額 61.03円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	第40期	第41期
	第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,816	1,314
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,816	1,314
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,533	21,533

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

## 3【個人の場合】

該当事項はありません。



## 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1【株券等の所有状況】

## (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成22年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	107,936(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	38,899	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	146,835	-	-
所有株券等の合計数	146,835	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(146,835)	-	-

## (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成22年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	107,936(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	38,899	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	146,835	-	-
所有株券等の合計数	146,835	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(146,835)	-	-

( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

( 1 ) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社は、対象者の前代表取締役社長である井無田敦氏（所有普通株式数31,936株、所有議決権割合10.30%）との間で、その保有する対象者の普通株式の全部について、現在設定されているあおぞら銀行の担保権が解除されることを条件に、本公開買付けに応募する旨の覚書を平成22年10月29日付で締結しております。また、当社は、井無田敦氏提出に係る平成22年9月17日付大量保有報告書において井無田敦氏の共同保有者とされる株式会社ジェイウェイ（所有株式数18,400株、所有議決権割合5.93%）との間で、( )その保有する対象者の普通株式のうち12,000株について、現在設定されているあおぞら銀行の担保権が解除されることを条件に、本公開買付けに応募し、また( )その保有する対象者の普通株式のうち2,596株について、現在設定されている大和証券株式会社の担保権が解除されることを条件に、本公開買付けに応募し、かつ、( )その保有する対象者の普通株式のうち3,804株について本公開買付けに応募する旨の覚書を平成22年10月29日付で締結しております。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

#### 第4【公開買付者と対象者との取引等】

##### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

当社が対象者との間で行っている重要な取引として、対象者グループに対する資金の貸付に関する取引があります。その貸付金額は以下の通りです。

(単位：百万円)

期別	第38期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第39期 (自平成20年3月1日 至平成21年3月31日)	第40期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
短期貸付金	0	0	0
一年以内返済の 長期貸付金	0	0	0
長期貸付金	0	0	860
合計	0	0	860

(注1) 上記取引は全て対象者連結子会社であるNR投資事業有限責任組合との取引となります。

##### 第41期連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)第2四半期

取引の内容	取引金額(百万円)	対象者における計上科目	平成22年9月末日時点残高(百万円)
資金の貸付	6,860	短期貸付金	4,356
		長期貸付金	2,346

(注1) 上記のうち、取引金額1,500百万円(平成22年9月末日時点長期貸付金残高1,500百万円)は対象者連結子会社である合同会社エピアンとの取引です。

(注2) 上記のうち、取引金額1,500百万円(平成22年9月末日時点短期貸付金残高1,471百万円)は対象者連結子会社である有限会社浜比嘉インベストメンツとの取引です。

(注3) 上記のうち、取引金額1,360百万円(平成22年9月末日時点短期貸付金残高385百万円、長期貸付金残高846百万円)は対象者連結子会社であるNR投資事業有限責任組合との取引です。

(注4) 上記のうち、取引金額2,500百万円(平成22年9月末日時点短期貸付金残高2,500百万円)は対象者連結子会社である合同会社アール・ピー・ディー・ファイブとの取引です。

##### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

## 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成22年10月29日開催の対象者取締役会において、当社の完全子会社となることにより、当社グループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、対象者の中長期的な企業価値の向上を実現するための最善の方策であるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行ったとのことです。

当社は、対象者との間で、平成22年10月29日付で本経営統合合意書を締結いたしました。同合意書において、当社と対象者は概要以下の事項に合意しております。

#### 賛同表明の実施

- ・ 対象者は、本公開買付けが開始される場合には、同合意書に規定する当社による表明及び保証に違反がないこと及び当社が同合意書に基づき本公開買付けの開始までに履行すべき義務を全て履行していることを条件として、本公開買付けの開始日において、本公開買付けに賛同するとともに対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明し、これを公表し、公開買付期間中これを維持する。

#### 対象者の完全子会社化

- ・ 当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合、本完全子会社化を実施するよう、双方誠実に努力する。
- ・ 当社及び対象者は、原則として以下に定める方法によって本完全子会社化を実施するものとするが、以下の各号に定める方法によるか否かも含めその手続の詳細については、本公開買付け後に、当社及び対象者の間で誠実に協議を行った上で決定する。
  - (a) 対象者の平成22年12月期に係る定時株主総会（又は当社及び対象者が別途合意する他の株主総会）において、定款の一部変更により、対象者の発行する普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号）を付し、その上で、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、それと引き換えに別個の種類の対象者の株式を交付する。
  - (b) 上記(a)の交付に際して、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する。
  - (c) 上記(b)の端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する。
  - (d) 対象者は、本完全子会社化の効力発生日までに残存する本新株予約権を全て無償で消滅させる方法その他当社が合理的に認める方法により適切に処理する。
  - (e) 対象者は、本公開買付けの決済の開始日以降可及的速やかに、残存する本新株予約権付社債の全額について、本新株予約権付社債の発行要項規定の公開買付けの場合の繰上償還条項に基づき償還を行う。

#### 当社による対象者第1種優先株式の転換

- ・ 当社は、本公開買付けが成立した場合で必要があると認めるとき、その保有する対象者の第1種優先株式の全部について、取得請求権を行使して対象者の普通株式に転換する。

#### 対象者の誓約事項

- ・ 対象者は、本経営統合合意書締結日以降本完全子会社化の完了までの間、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内で対象者及びその子会社の業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとし、当社が別途書面により事前に承諾する場合を除き、通常の業務の範囲を超える事項を行ってはならない。
- ・ 対象者は、本経営統合合意書締結日以降本完全子会社化の完了までの間、本公開買付け及び本完全子会社化の実現に支障となる事項又は対象者の財政状態若しくは経営成績に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発見された場合、直ちに当社に当該事項に関する詳細を報告する。
- ・ 対象者は、対象者又は対象者の子会社が保有する不動産関連資産で当社が指定するものについて完全売却する。
- ・ 対象者は、当社の同意する対象者の事業計画の達成に向けて最大限努力する。

#### 当社の誓約事項

- ・ 当社は、本公開買付け及び本完全子会社化後も対象者の企業文化を尊重し、対象者を含めた当社グループの企業価値の最大化を図るべく、対象者又はその事業の経営を行うものとする。
- ・ 当社は、本公開買付け後に、本公開買付け及び本完全子会社化後の対象者の従業員の雇用に関して、対象者との間で誠実に協議を行うものとする。

また、当社は、対象者との間で、平成21年2月9日付で、業務・資本提携契約を締結いたしました。同契約において、当社と対象者は概要以下の事項に合意しております。

#### 目的

当社の強みである信用力やNECグループを中心とした顧客基盤、資産金融分野での専門性と、対象者の強みである金融機関ネットワークや企業投資・再生分野での専門性とを融合させることで、企業向け金融ソリューション領域において、新たな事業モデルを構築する。

#### 業務提携の内容

- (ア) 事業機会の拡大と事業基盤の強化
- (イ) 両社共同での案件への取り組み
- (ウ) 経営インフラの補完
- (エ) 将来の協業領域の拡大
- (オ) 資金調達機能の強化

#### 資本提携の内容

当社は、対象者が新規に発行する第1種優先株式（無議決権、転換型、払込金額総額4,000百万円）40,000株を、平成21年3月23日を払込期日としてその総数を引き受ける。

さらに、当社は、対象者との間で、平成22年3月3日付で、本新株予約権付社債に関する新株予約権付社債買受契約書を締結いたしました。同契約において、当社と対象者は、本新株予約権付社債総額9,000百万円のうち2,000百万円を、当社が平成22年3月3日を払込期日として引受けの方法により買い受ける旨合意し、当社は、同日付で本新株予約権付社債のうち2,000百万円を引き受けております。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

### 当社グループの状況

当社は、NECの持分法適用関連会社として、NECの顧客基盤でもある官公庁・自治体・大企業から中小企業までの幅広い顧客層に対してリース・割賦や企業融資を中心に、企業をとりまく様々なファイナンスニーズに対してサービスを提供してまいりました。

創立30周年を迎えた平成20年2月には、第3次中期計画「Next30th～新たな30年への挑戦～」を発表し、メーカー系サービス会社として、また産業金融の担い手としての使命・座標軸・差別化を明示するとともに、商号を「NECキャピタルソリューション株式会社」に変更しました。また、第3次中期計画においては、今後の新たな「バリュー」としてこれまでのメーカー系販売金融会社というビジネスモデルから新たなビジネスモデルへの転換を促進し、日本産業の発展に寄与するソリューションカンパニーへと変貌することによって、これまで以上に株主の皆様の付託に応える上場公開企業を目指すことを内外に示しました。この「バリュー」を実現するため、当社は「顧客の経営資源に対する課題解決の実現（＝キャピタルソリューション）」を新たな「ビジョン」に据え、従来からの「ベンダー向け販売金融サービス」に加えて、「企業の財務的課題に対する金融ソリューション事業」と「企業が保有する資産に対する資産ソリューション事業」の競争力強化に取り組んでまいりました。

平成22年度は第3次中期計画の最終年度に当たり、リース会計や税務の変更によるリースマーケット縮小のインパクトが顕在化する中で、引き続き金融ソリューション事業及び資産ソリューション事業の強化を進めており、第4次中期計画の策定に着手しております。NECグループ内で唯一の金融サービス企業として、サービス化を加速するNECとの連動性をこれまで以上に高め、ITサービスと金融サービスが結びつく中で生まれるよりイノベーションなソリューションを顧客に提供してまいります。

## 対象者の状況

当社の認識する対象者の状況は、以下のとおりです。

対象者は平成10年7月の創業以来、「日本生まれ、日本育ちの投資銀行」を目指し、事業再生や不良債権ビジネスを中心に、プリンシパル投資事業・ファンド事業・インベストメントバンキング事業を展開し、金融アンバドンリングの時代と呼ばれた平成10年以降の金融マーケットにおいてユニークなポジションを築き、ベンチャー企業から東京証券取引所市場第一部に上場するまで躍進してまいりました。

しかしながら、平成20年のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の信用収縮及び金融機関の不動産向け融資の厳格化による不動産市場の流動性の低下・不動産価格の下落等により、対象者の事業は、プリンシパル投資事業及びファンド事業における投資、特に不動産への投資案件において大きな影響を受けました。対象者は、平成20年12月期連結決算において、大型不動産共同投資事業に関連して投資有価証券評価損7,584百万円及び貸倒引当金繰入（特別損失）446百万円を特別損失として計上したこと等から、連結通期で2,212百万円の当期純損失を計上しました。また、平成21年12月期連結決算においても、対象者は、同じく大型不動産共同投資関連で総額4,279百万円を特別損失として計上したこと等から、連結通期で2,786百万円の当期純損失を計上し、2期連続となる多額の純損失を計上しております。さらに、平成22年10月29日付対象者公表の「特別損失の発生並びに通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、平成22年12月期通期決算につきましても、不動産投資関連事業撤退等に伴う事業構造改善費用8,240百万円及び固定資産の減損損失659百万円等、総額9,034百万円の特別損失を計上し、3期連続となる当期純損失を計上する見込みであるとのこと。かかる対象者を取り巻く厳しい事業環境は、投資不動産の売却タイミングが遅れていることとあいまって、対象者の資金繰りに大きな影響を及ぼすに至っています。当社は、後述するとおり、対象者においては事業環境・資金調達環境の改善を図るために、事業ポートフォリオの転換・事業構造の適正化及び財務状況の健全化等を含む経営改善のための抜本的な諸施策を早急に実行する必要があるものの、対象者単独でこれらの諸施策を実施することは困難であると認識しております。

## 当社による対象者に対する支援

当社は、対象者を取り巻く事業環境・資金調達環境は上記のとおり極めて厳しい一方で、対象者にはアドバイザー機能、ファンド運営機能、サービサー機能、多様なアセットマネジメント機能及び全国の金融機関との強固なネットワークについて一定の強みもあり、当社と対象者との協業により当社と対象者の双方におけるビジネス面の成果を追求することが可能であり、当社の今後の金融サービスの1つの核になるものと期待しております。

当社は、平成21年2月以降、当社による対象者グループに対する出資等による資金面での支援及び当社と対象者との各種関係の強化を行ってまいりました。まず、当社は、対象者との間で、平成21年2月9日付で業務資本提携契約を締結し、対象者の発行する第1種優先株式の引受を行い、対象者に対して4,000百万円の資本注入を行いました。その後、当社は、平成22年3月、対象者が同月に満期を迎えるCB及び平成22年4月に社債権者により繰上償還を請求される可能性のあるCBの償還資金の確保等を目的として本新株予約権付社債（総額9,000百万円）を発行した際、本新株予約権付社債の一部をドイツ銀行グループと共に引き受け、対象者に対して2,000百万円の資金拠出を行いました。対象者によると、対象者は、本新株予約権付社債の発行により得た資金により、CB及びCBについて繰上償還を行いました。また、当社は、平成21年2月以降、上記の対象者に対する資金面での支援に加え、役員の派遣及び資金繰り管理体制強化等の財務戦略再構築についても取り組んでまいりました。事業面での協業に関しては、平成21年2月以降、当社及び対象者の協業は目覚しく進捗しており、特に全国の金融機関チャネルを共有することによって生まれた地方企業の早期再建、地域経済の発展に寄与する多様な金融案件の共同組成実績を挙げるに至りました。

しかしながら、当社は、対象者における事業ポートフォリオの転換・事業構造の適正化及び財務状況の健全化等のための抜本的な諸施策の実行の速度が結果として十分でないこと、不動産市況の回復が進まないこと、対象者が不動産セクターに属していたこともあり銀行その他金融機関による対象者に対する資金提供が引き続き促進しないこと、平成21年2月の当社の優先株式引受け時においては対象者の財務体質改善の一貫として3年間で3回実施する予定であったシンジケート・ローンによる資金調達についても2回目となる平成22年4月の資金調達では予定金額を大幅に下回ったこと、東京都台東区東上野所在の土地などに代表される大型保有不動産の売却に進展が見られないことなどから、対象者を取り巻く事業環境・資金調達環境は依然として厳しい状況にあるものと認識しております。平成22年3月に対象者が本新株予約権付社債の発行により9,000百万円を調達した時以降も、当社は、対象者の支援要請により、対象者グループに対し、平成22年4月に上記シンジケート・ローンにより調達する予定であったCBの償還資金の不足金額を穴埋める資金支援を対象者のメインバンクとともに実行し、また、平成22年9月末には、運転資金確保のために再度の追加資金支援（2,500百万円）を行うことを余儀なくされております。当社は、対象者の事業環境・資金調達環境は厳しいものであり、対象者においては、以下の（ ）から（ ）の施策を含めた事業ポートフォリオの転換・事業構造の適正化及び財務状況の健全化等を含む経営改善のための抜本的な諸施策の実行を通じ、早急に事業環境・資金調達環境の改善を図る必要があるものと認識しています。



- ( ) 自己勘定による各種投資事業からファンド事業（不動産関連資産に対するものを除きます。）及びインベストメントバンキング事業を中核とする事業ポートフォリオへの転換
- ( ) 不動産関連資産への投資事業からの完全撤退
- ( ) 現在の資金繰り状況の改善及び事業ポートフォリオ転換が完了するまでに必要な対象者の財務面に関する改善プログラムの推進
- ( ) 対象者の経営管理体制の再構築によるリスクマネジメント体制の強化
- ( ) 当社及び対象者の協業関係を発展させ、クロスセルを拡大することによるシナジー効果の最大化
- ( ) 平成21年2月9日に公表した「業務資本提携、第三者割当による優先株式の発行及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載した業務提携内容の具現化に向けた取組の強化

当社は、対象者単独での上記の諸施策の実施は困難であり、上記の諸施策を効果的に進めていくには、当社と対象者との間でより強固な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と遂行、並びにこれらを法令上及び実務上機動的かつ柔軟に実現するための意思決定の確保が必要不可欠と考えております。そのためには、当社が本公開買付けを通じて、対象者を完全子会社化した上で、当社グループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、対象者を含めた当社グループの中長期的な企業価値向上を推進するための最善の方策であるとの結論に至りました。これを受けて、当社は、平成22年10月29日開催の取締役会において本公開買付けを開始することを決議いたしました。また、当社及び対象者は、平成22年10月29日に、両者取締役会における承認に基づき本経営統合合意書を締結いたしました。

なお、本公開買付けが成立した場合で、かつ、本公開買付けにより当社による対象者の完全子会社化が達成できなかった場合には、当社による対象者の完全子会社化を推進するため、本公開買付け後に当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする手続を実施する予定です。手続の詳細については、前記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本書提出日現在において対象者の親会社ではありませんが、(i)当社と対象者は業務資本提携関係にあること、(ii)当社は対象者の第1種優先株式40,000株を保有しているところ、本公開買付けが成立した場合当該第1種優先株式の全てについて普通株式を対価とする取得請求権を行使して対象者普通株式107,936株の交付を受ける予定であること、(iii)対象者の取締役のうち1名が当社顧問を兼務しており、また、対象者の監査役のうち1名が当社取締役を兼務していること等に鑑み、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

( ) 普通株式

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び日興コーディアル証券から平成22年10月28日にそれぞれ提出された算定書(算定基準日:平成22年10月28日)を参考にいたしました(なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。)

野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、DDM法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法: 28,360円 ~ 39,276円

市場株価平均法では、平成22年10月28日を基準日として、東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値39,276円、直近3ヶ月間の終値平均値36,557円、直近1ヶ月間の終値平均値34,087円、直近1週間の終値平均値28,806円、及び基準日終値28,360円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、28,360円 ~ 39,276円と分析しております。

(b) DDM法: 32,961円 ~ 42,663円

DDM法とは、DCF法の一種であり、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を対象者の資本コストで現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、32,961円 ~ 42,663円と分析しております。

日興コーディアル証券が用いた手法は、市場株価法、DDM法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価法：28,806円～36,557円

市場株価法では、平成22年10月28日を基準日として、東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の、直近3ヶ月間の終値平均値36,557円、直近1ヶ月間の終値平均値34,087円、及び直近1週間の終値平均値28,806円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、28,806円～36,557円と分析しております。

(b) DDM法：33,689円～39,414円

DDM法とは、DCF法の一つであり、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を対象者の資本コストで現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、33,689円～39,414円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果及び井無田敦氏との協議の結果等を踏まえ、最終的に平成22年10月29日開催の取締役会において本公開買付け価格を36,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり36,000円は、当社による本公開買付けの公表日の前日である平成22年10月28日の東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の普通取引終値28,360円に対して26.94%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去1ヶ月間（平成22年9月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値34,087円（小数点以下四捨五入、以下本項において同じ。）に対して5.61%のプレミアムをそれぞれ加えた金額、過去3ヶ月間（平成22年7月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値36,557円に対して1.52%、過去6ヶ月間（平成22年4月29日から平成22年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値39,276円に対して8.34%のディスカウントをそれぞれした金額となります。

また、本公開買付け価格である1株当たり36,000円は、本書提出日の直前の取引日である平成22年10月29日の東京証券取引所第一部における対象者の普通株式の普通取引終値29,000円に対して24.14%のプレミアムを加えた金額となります。

( ) 新株予約権

本新株予約権はいずれもストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、対象者又は対象者の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問その他これに準ずる地位にあることが要求されていることに照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得したとしても、これを行ってできないおそれがあることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。

( ) 新株予約権付社債

本新株予約権付社債の発行価額100円を本書提出日現在において有効な転換価額である51,415円で除した数に対象者普通株式1株当たりの買付価格を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)である70円を、本新株予約権付社債の額面100円当たりの買付価格としています。なお、本公開買付けが成立した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項に従って額面100円につき100円で償還される予定ですが、本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面100円当たりの買付価格は、繰上償還金額100円に対して70.00%を乗じた額に相当しています。

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得等

( ) 普通株式

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるブルータスに対して、対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成22年10月29日付でブルータスから株式価値算定書を取得したとのことです。ブルータスによる対象者の普通株式の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

ブルータスは、対象者の普通株式の株式価値について、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて算定を行っております。ブルータスが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では28,360円～39,276円、DCF法では28,057円～35,779円と算定されております。市場株価法では、平成22年10月28日を基準日とし、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値28,360円、直近1ヶ月終値平均34,087円、直近3ヶ月終値平均36,557円及び直近6ヶ月終値平均39,276円を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を28,360円～39,276円と算定しております。DCF法では、対象者の事業計画(なお、平成22年10月29日付対象者公表の「特別損失の発生並びに通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載の不動産投資関連事業撤退等に伴う事業構造改善費用8,240百万円及び固定資産の減損損失659百万円等、総額9,034百万円の特別損失については考慮していないとのことです。)に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を28,075円～35,779円と算定しております。

また、上記株式価値算定書に加えて、対象者は、ブルータスから、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株当たり36,000円は、対象者の株主の皆様にとって、財務的見地より適当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しているとのことです。

なお、第三者算定機関であるブルータスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

( ) 新株予約権

対象者プレスリリースによれば、対象者としては、本新株予約権については取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、本新株予約権については、第三者算定機関であるブルータスから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、上記の対象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

( ) 新株予約権付社債

対象者プレスリリースによれば、対象者としては、本公開買付けが成立した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項に従って額面100円につき100円で償還される予定であることに鑑み、本新株予約権付社債については、第三者算定機関であるブルータスから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得しておらず、本新株予約権付社債にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、上記の対象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者付社債権者の判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本経営統合に関わる審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所より本経営統合に係る諸手続について法的助言を受けているとのことです。

利益相反のおそれを排除するための対象者におけるプロジェクトチームの設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本経営統合に関する対象者の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、本件P Tを設置し、本件P Tが当社との間で本公開買付けを含む本経営統合に関する協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケットから助言等を受けながら、対象者の立場から本公開買付けを含む本経営統合について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねたとのことです。

#### 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成22年9月3日、本公開買付けを含む一連の手続による本経営統合を検討するにあたり、本経営統合の適正性及び公正性を確保するとともに、本経営統合に係る交渉及び意思決定手続の透明性及び客観性を高めることを目的として、当社及び対象者から独立した外部の有識者である増田英次氏（弁護士、増田パートナーズ法律事務所パートナー）、対象者社外監査役である荒川真司氏（公認会計士、株式会社成和総合会計事務所代表取締役）及び近藤善三郎氏の3名によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、（a）本公開買付けの買付条件（公開買付価格を含みます。）の妥当性、（b）その他本経営統合の条件の妥当性、（c）本公開買付けを含む本経営統合の手続の適正性及び公正性、及び（d）本公開買付けに対する取締役会の意見表明への見解を諮問したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成22年9月8日より同年10月29日まで合計7回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、当社の提案内容、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件及び本経営統合の条件についての当社との間の協議・交渉の状況、前記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、対象者役員等へのヒアリングを行ったとのことです。また、第三者委員会は、ブルータスが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするとともに、ブルータスから対象者の普通株式の株式価値の評価に関する説明を受けたとのことです。加えて、第三者委員会は、大和証券キャピタル・マーケット及び西村あさひ法律事務所からも、本公開買付けを含む本経営統合の手続についてそれぞれ説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成22年10月29日に、対象者取締役会に対して、（a）公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件が妥当であること、（b）その他本経営統合の条件も妥当であること、（c）本公開買付けを含む本経営統合の手続は適正かつ公正であること、及び（d）本公開買付けに対する取締役会の意見表明が妥当であることを内容とする答申書を提出しているとのことです。

#### 利害関係を有しない出席取締役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、ブルータスから取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、大和証券キャピタル・マーケット及び西村あさひ法律事務所から得た助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社の完全子会社となることにより、当社グループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、対象者の中長期的な企業価値の向上を実現するための最善の方策であるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで、対象者取締役会は、平成22年10月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主には本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権及び本新株予約権付社債の保有者にはそれぞれの判断に委ねることとする旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、当社の顧問を兼務する社外取締役加藤奉之氏は、利益相反の回避の観点から、対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本経営統合に関する審議及び決議には参加しておらず、また対象者の立場において当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。また、当社の取締役を兼務する社外監査役忒山聡一郎氏も、同様に利益相反の回避の観点から、対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本経営統合に関する審議には参加していないとのことです。

本公開買付けへの賛同に係る上記対象者取締役会においては、上記取締役1名及び監査役1名を除く取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役3名（うち社外取締役1名を含みます。）の全員の一致で当該決議及び本経営統合合意書の締結を承認する旨の決議を行っており、出席監査役3名は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び本経営統合合意書を締結することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の前代表取締役社長井無田敦氏は、上記平成22年10月29日開催の対象者取締役会に先立ち、平成22年10月29日付で、対象者の代表取締役及び社長の地位をいずれも退任するとともに、あわせて対象者の取締役も辞任する旨を表明したため、上記取締役会には参加していないとのことです。また、当社との間で本公開買付けに応募する旨の覚書を締結している対象者の大株主である井無田敦氏は、利益相反回避の観点から、対象者の立場において当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。

#### 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

## 第5【対象者の状況】

## 1【最近3年間の損益状況等】

## (1)【損益の状況】

決算年月	平成19年12月期 (第10期)	平成20年12月期 (第11期)	平成21年12月期 (第12期)
売上高(百万円)	23,667	20,892	10,939
売上原価(百万円)	8,285	9,793	4,029
販売費及び一般管理費(百万円)	4,098	3,947	3,124
営業外収益(百万円)	151	189	266
営業外費用(百万円)	1,444	2,438	1,983
当期純利益(当期純損失) (百万円)	6,002	2,552	2,961

会計期間	平成22年12月期 (第13期)第2四半期連 結会計期間
売上高(百万円)	2,362
売上原価(百万円)	395
販売費及び一般管理費(百万円)	1,132
営業外収益(百万円)	30
営業外費用(百万円)	560
四半期純利益(四半期純損失) (百万円)	126

(注1) 売上高には消費税等は含めておりません。

(注2) 対象者は平成19年4月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、株式分割は期首に行われたものとみなして計算しております。

(注3) 上記(注1及び2を含みます。)は、対象者の平成19年12月期(第10期)有価証券報告書(平成20年3月28日提出)、平成20年12月期(第11期)有価証券報告書(平成21年3月27日提出)、平成21年12月期(第12期)有価証券報告書(平成22年3月26日提出)及び平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書(平成22年8月13日提出)より引用しました。

(注4) 平成22年12月期(第13期)については、上記平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書に記載された第2四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

(注5) 対象者によれば、対象者は、法第24条の4の7第1項及び令第4条の2の10第3項の規定に基づき、平成22年9月末日経過後45日以内に、平成22年12月期(第13期)第3四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)に係る四半期報告書を提出予定とのことです。



## (2) 【1株当たりの状況】

決算年月	平成19年12月期 (第10期)	平成20年12月期 (第11期)	平成21年12月期 (第12期)
1株当たり当期純損益(円)	21,761.64	8,772.65	10,339.54
1株当たり配当額(円)	普通株式 1,800 第1種優先株式 -	普通株式 1,500 第1種優先株式 -	普通株式 1,500 第1種優先株式 1,556.20
1株当たり純資産額(円)	94,540.03	81,472.17	69,768.00

会計期間	平成22年12月期 (第13期)第2四半期連 結会計期間
1株当たり四半期純損益 (円)	413.39
1株当たり配当額(円)	-
1株当たり純資産額(円)	72,861.16

(注1) 対象者は平成19年4月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、株式分割は期首に行われたものとみなして計算しております。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者の平成19年12月期(第10期)有価証券報告書(平成20年3月28日提出)、平成20年12月期(第11期)有価証券報告書(平成21年3月27日提出)、平成21年12月期(第12期)有価証券報告書(平成22年3月26日提出)及び平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書(平成22年8月13日)より引用しました。

(注3) 平成22年12月期(第13期)については、上記平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書に記載された第2四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

(注4) 対象者によれば、対象者は、法第24条の4の7第1項及び令第4条の2の10第3項の規定に基づき、平成22年9月末日経過後45日以内に、平成22年12月期(第13期)第3四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)に係る四半期報告書を提出予定とのことです。

## 2 【株価の状況】

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所市場第一部						
	平成22年 4月	平成22年 5月	平成22年 6月	平成22年 7月	平成22年 8月	平成22年 9月	平成22年 10月
月別							
最高株価(円)	65,800	58,600	45,500	40,800	42,400	39,100	39,700
最低株価(円)	48,800	37,000	36,550	35,100	35,600	36,600	26,960

## 3【株主の状況】

## (1)【所有者別の状況】

## 普通株式

平成21年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 1株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	20	40	75	94	12	11,657	11,899	-
所有株式数(株)	6	45,081	8,498	21,434	70,704	285	150,453	296,461	-
所有株式数の割合(%)	0.00	15.21	2.87	7.23	23.85	0.10	50.74	100.00	-

(注1)「個人その他」の欄には、対象者所有の自己株式4,046株(1.36%)が含まれております。「その他法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の失念株式6株(0.01%)が含まれております。

## 第1種優先株式

平成21年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 1株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(株)	-	-	-	40,000	-	-	-	40,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(注2)対象者の平成21年12月期(第12期)有価証券報告書(平成22年3月26日提出)より引用しました。

## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

平成21年12月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
NECキャピタルソリューション株式会社	東京都港区芝5丁目29番11号	40,000	11.88
井無田 敦	東京都目黒区	31,936	9.49
株式会社ジェイウェイ	東京都目黒区中根2丁目11番9号	18,400	5.46
ザ バンク オブ ニューヨーク 132561 (常任代理人株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	ONE WALL STREET NEW YORK NY 10286 UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	14,450	4.29
ジェービーモルガンチェース オッ ペンハイマー ジャスデック レン ディング アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	6803 S.TUCSON WAY CENTENNIAL,CO 80112, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1決 済事業部)	12,000	3.56
井無田 美鈴	東京都目黒区	11,219	3.33
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,725	3.18
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	9,484	2.81
日興シティ信託銀行株式会社(投信 口)	東京都品川区東品川2丁目3番14号	8,127	2.41
渡辺 隆司	千葉県千葉市美浜区	3,245	0.96
計	-	159,586	47.43

(注1) 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日興シティ信託銀行株式会社(投信口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、それぞれ10,725株、9,484株、8,127株であります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所又は所在地	議決権数 (株)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
井無田 敦	東京都目黒区	31,936	10.92
株式会社ジェイウェイ	東京都目黒区中根2丁目11番9号	18,400	6.29
ザバンクオブニューヨーク 132561(常任代理人株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	ONE WALL STREET NEW YORK NY 10286 UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	14,450	4.94
ジェーピーモルガンチェース オ ペンハイマー ジャスデック レ ンディング アカウント(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	6803 S.TUCSON WAY CENTENNIAL, CO 80112, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1決 済事業部)	12,000	4.10
井無田 美鈴	東京都目黒区	11,219	3.83
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,725	3.66
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	9,484	3.24
日興シティ信託銀行株式会社(投信 口)	東京都品川区東品川2丁目3番14号	8,127	2.77
渡辺 隆司	千葉県千葉市美浜区	3,245	1.10
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー 505104(常任代 理人香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.(東京 都中央区日本橋3丁目11番1号)	2,972	1.01
計	-	122,558	41.91

(注2) 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日興シティ信託銀行株式会社(投信口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、それぞれ10,725株、9,484株、8,127株であります。

(注3) 対象者の平成21年12月期(第12期)有価証券報告書(平成22年3月26日提出)より引用しました。

(注4) 対象者の平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書(平成22年8月13日提出)に記載された平成22年6月30日現在の  
の大株主の状況は以下のとおりです。

平成22年6月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
NECキャピタルソリューション株式会社	東京都港区芝5丁目29番11号	40,000	11.30
井無田 敦	東京都目黒区	31,936	9.02
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT(常任代理人シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND(東京都品川区東品川2丁目3-14)	18,520	5.23
株式会社ジェイウェイ	東京都目黒区中根2丁目11番9号	18,400	5.19
ザバンクオブニューヨーク132561(常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	ONE WALL STREET NEW YORK NY 10286 UNITED STATES OF AMERICA(東京都中央区月島4丁目16-13)	14,450	4.08
井無田 美鈴	東京都目黒区	11,219	3.17
小手川 隆	東京都港区	7,440	2.10
NCT信託銀行株式会社(投信口)	東京都品川区東品川2丁目3番14号	7,214	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,367	1.79
ビービーエイチルクスフィデリティフアンズパシフィックファンド(常任代理人三菱東京UFJ銀行)	2A RUE ALBERT BORSCHETTE LUXEMBOURG L-1246(東京都千代田区丸の内2丁目7-1決済事業部)	6,003	1.69
計	-	161,549	45.64

上記NCT信託銀行株式会社(投信口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、それぞれ7,214株、6,367株であります。

平成22年12月期（第13期）第2四半期会計期間においてUBS証券株式会社東京支店から平成22年7月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成22年6月30日現在でUBS証券株式会社東京支店及び共同保有者2社が以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、対象者として当第2四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
UBS証券株式会社東京支店 （UBSセキュリティーズ・ ジャパン・リミテッド東京支 店）	596	0.17
ユービーエス・エイ・ジー（銀 行）	20,078	5.67
UBS Securities LLC	0	0.00
合計	20,674	5.84

平成22年12月期（第13期）第2四半期会計期間においてクレディ・スイス証券株式会社から平成22年7月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成22年6月30日現在でクレディ・スイス証券株式会社及び共同保有者4社が以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、対象者として当第2四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
クレディ・スイス証券株式会社	60	0.02
クレディ・スイス	396	0.11
クレディ・スイス・セキュリ ティーズ（ユーエスエー）エル エルシー	1,200	0.34
クレディ・スイス・セキュリ ティーズ（ヨーロッパ）リミ テッド	25,380	7.17
クレディ・スイス・アセット・ マネジメント・エルエルシー	496	0.14
合計	27,532	7.78

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所又は所在地	議決権数 (株)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
井無田 敦	東京都目黒区	31,936	10.30
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3-14)	18,520	5.97
株式会社ジェイウェイ	東京都目黒区中根2丁目11番9号	18,400	5.93
ザ バンク オブ ニューヨーク 132561 (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	ONE WALL STREET NEW YORK NY 10286 UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16-13)	14,450	4.66
井無田 美鈴	東京都目黒区	11,219	3.62
小手川 隆	東京都港区	7,440	2.40
NCT信託銀行株式会社(投信口)	東京都品川区東品川2丁目3番14号	7,214	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,367	2.05
ビービーエイチ ルクス フィデリティ ファンズ パシフィック ファンド(常任代理人三菱東京UFJ銀行)	2A RUE ALBERT BORSCHETTE LUXEMBOURG L-1246 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	6,003	1.93
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223 (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	5,244	1.69
計	-	126,793	40.91

上記NCT信託銀行株式会社(投信口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、それぞれ7,214株、6,367株であります。

(注5) UBS証券会社東京支店から平成22年9月6日付で関東財務局長に提出された変更報告書によると、平成22年8月31日

現在でUBS証券会社東京支店及び共同保有者2社が以下の株式を保有しています。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
UBS証券会社東京支店 (UBSセキュリティーズ・ ジャパン・リミテッド東京支 店)	335	0.09
ユービーエス・エイ・ジー(銀 行)	25,261	7.14
UBS Securities LLC	0	0.00
合計	25,596	7.23

(注6) 対象者によれば、対象者は、法第24条の4の7第1項及び令第4条の2の10第3項の規定に基づき、平成22年9月末日経

過後45日以内に、平成22年12月期(第13期)第3四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)に係る四半期  
報告書を提出予定とのことです。

## 【役員】

平成22年3月26日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
井無田 敦	代表取締役社長	-	31,936	9.02
井無田 美鈴	専務取締役	管理部門管掌	11,219	3.17
田中 敏明	専務取締役	-	802	0.23
加藤 奉之	取締役	-	-	-
秋岡 榮子	取締役	-	101	0.03
小山 浩司	取締役	-	1	0.00
近藤 善三郎	常勤監査役	-	10	0.00
藤井 保紀	監査役	-	85	0.02
忝山 聡一郎	監査役	-	-	-
荒川 真司	監査役	-	30	0.01
計	-	-	44,353	12.53

(注1) 専務取締役井無田美鈴は代表取締役社長井無田敦の配偶者であります。

(注2) 取締役加藤奉之及び秋岡榮子の2名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役4名全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注4) 対象者では、業務執行体制の強化・迅速化、責任の明確化を目的とした執行役員制度を導入しております。執行役員は6  
名で、代表執行役員は井無田敦であり、執行役員は井無田美鈴、小山浩司、柳嘉夫、小竹正人、石館幸治で構成されてお  
ります。



(注5) 上記(注1乃至4を含みます。但し、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合を除きます。)は、対象者の平成21年12月期(第12期)有価証券報告書(平成22年3月26日提出)より引用しました。

(注6) 対象者の発行済株式の総数は、対象者の平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書(平成22年8月13日提出)に記載された平成22年8月13日現在の発行済株式総数(353,963株)を分母として計算しております。

(注7) 対象者は、平成22年8月13日に平成22年12月期(第13期)第2四半期報告書を提出しておりますが、同四半期報告書によると、平成21年12月期(第12期)有価証券報告書(平成22年3月26日提出)提出後、同四半期報告書提出日までの役員の異動は以下のとおりです。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
専務取締役	管理本部長	井無田 美鈴	平成22年5月10日

(2) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	戦略投資本部長 兼 企業投資部長	取締役	企業投資部長	小山 浩司	平成22年4月1日
専務取締役	管理本部長	専務取締役	管理部門管掌	井無田 美鈴	平成22年4月1日
代表取締役専務	-	専務取締役	-	田中 敏明	平成22年5月10日

(注8) 対象者は、平成22年10月29日に臨時報告書を提出しておりますが、同報告書によると、同報告書提出日における代表取締役の異動は以下のとおりです。

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、役職名及び生年月日

氏名	役職名	生年月日
井無田 敦	代表取締役社長	昭和29年2月20日

(2) 当該異動の年月日

平成22年10月29日(辞任)

(3) 当該代表取締役の所有株式数(平成22年10月29日現在)

普通株式 31,936株

(注9) 対象者によれば、対象者は、法第24条の4の7第1項及び令第4条の2の10第3項の規定に基づき、平成22年9月末日経過後45日以内に、平成22年12月期(第13期)第3四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)に係る四半期報告書を提出予定とのことです。

#### 4【その他】

平成22年10月29日付対象者公表の「特別損失の発生並びに通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成22年12月期(第13期)の普通株式及び第1種優先株式の配当予想額をいずれも0円と公表しております。

平成22年10月29日付対象者公表の「代表取締役の異動に関するお知らせ」によれば、平成22年10月29日、対象者の前代表取締役社長である井無田敦氏は、対象者取締役会に対し、平成22年10月29日付で、対象者の代表取締役及び社長の地位をいずれも退任するとともに、あわせて対象者の取締役も辞任する旨を表明したとのことです。このため、対象者は、平成22年10月29日開催の対象者取締役会において、( )井無田敦氏の上記表明を受理するとともに、( )井無田敦氏の後任として、代表取締役専務である田中敏明氏を、平成22年10月29日付で、代表取締役社長に選定することを決議したとのことです。